

総合工事業者・専門工事業者間における 工事見積条件の明確化について —「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の作成—

第4版



目次

● はじめに	1
● 総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について —「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の作成— (平成22年12月16日)	2
● 参 考	
1 総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について —「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の作成— (平成14年3月27日)	24
2 平成13年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知等について (建設生産システム合理化推進協議会より国土交通大臣届出団体の長あて)	25
3 平成13年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知等について (建設生産システム合理化推進協議会より国土交通省総合政策局長あて)	26
4 平成13年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知等について (国土交通省総合政策局長より建設業者団体の長あて)	27
5 総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について —「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の作成— (平成16年3月29日)	28
6 『工事見積条件の明確化について—「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の作成—』における標準モデルの追加について (建設生産システム合理化推進協議会より国土交通大臣届出団体の長あて)	29
7 平成15年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知等について (建設生産システム合理化推進協議会より国土交通省総合政策局長あて)	30
8 平成15年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知について (国土交通省総合政策局長より建設業者団体の長あて)	31
9 『工事見積条件の明確化について—「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の作成—』における標準モデルの周知等について (建設生産システム合理化推進協議会より国土交通大臣届出団体の長あて)	32
10 平成18年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知等について (建設生産システム合理化推進協議会より国土交通省総合政策局長あて)	33
11 平成18年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知について (国土交通省総合政策局長より建設業者団体の長あて)	34
12 平成22年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知等について (建設生産システム合理化推進協議会より国土交通大臣届出団体の長あて)	35
13 平成22年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知等について (建設生産システム合理化推進協議会より国土交通省大臣官房建設流通政策審議官あて)	36
14 平成22年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知等について (国土交通省大臣官房建設流通政策審議官より建設業者団体の長あて)	37
15 建設生産システム合理化推進協議会について	38
16 総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について —「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の作成—作成経緯等	39
● 資 料	
1 総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針 (平成5年3月)	42
2 総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について (見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応) (平成6年3月)	47



はじめに



平成3年2月、建設省（現・国土交通省）において「建設産業における生産システム合理化指針」が策定され、総合工事業者と専門工事業者の間に合理的な分業関係を確立し、効率的な建設生産システムを形成していくため、両者の役割と責任及びこれに対応した建設生産システムの在り方が示されるとともに、同指針の内容を具体化するための基準・ルールづくり等を推進するため、総合工事業者と専門工事業者が対等な立場に立って協議する場を設ける必要性が指摘されました。

これを受け、平成3年8月に建設業者団体の自主的協議機関として、総合工事業者及び専門工事業者からなる「建設生産システム合理化推進協議会」が発足し、契約の適正化に関しては、これまで「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」（平成5年3月）、「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について（見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応）」（平成6年3月）について申合せを行ってまいりました。

また、平成13年度から協議会の検討テーマの一つとして、契約適正化に関し、その推進方策について検討を行い、「総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について－「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－」に関し、その内容の普及・促進の申合せを行っております。

本冊子は、「総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について」及びその関係資料を掲載したものであり、建設生産システムの合理化に向け、本申合せの周知等が図られることを切望するものです。

総合工事業者・専門工事業者間における 工事見積条件の明確化について

ー「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の作成ー

平成22年12月16日
建設生産システム合理化推進協議会

建設産業の生産活動における設計者、総合工事業者、専門工事業者、資機材業者等の分業関係のうち、総合工事業者、専門工事業者間の契約関係については、本協議会において、これまで「契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」(平成5年3月)、「条件変更時の適正な手順に関する指針(見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応)」(平成6年3月)についての申合せを行い、その適正化に取り組んできたところである。

しかしながら、国土交通省が毎年実施している「下請取引等実態調査」によれば、なお一部に下請契約において、十分な見積協議に基づく書面による契約が行われておらず、施工条件が不明確なままに着工されているケースが見られる。また、元請による、いわゆる一方的な「指値」による発注など、下請に対するしわ寄せを生んでいると指摘されている面もある。

本協議会では、こうした実態を踏まえ、適正な競争条件の整備と励行に向け、契約締結の適正化を促進するための踏み込んだ協議を重ねてきたところである。その結果、工事見積条件の明確化を図ることが重要であり、特に見積時点における価格を決定する事項について書面により明確にするため、標準モデルとして、平成13年度に見積協議の際に活用する「施工条件・範囲リスト」(9工種)を作成し、その後、2工種(圧接工事、鉄骨工事)を追加し、また、平成18年度においては、4工種(機械土工事、建築根切り工事、硝子工事、塗装工事)の追加を行い、併せて15工種の標準モデルを作成するに至っております。

本協議会は、さらに、今般、1工種の改訂(金属製建具・カーテンウォール)及び1工種の新規追加(左官工事)を実施し、その普及・促進を申し合わせるものである。また、引き続き他工種についてもその作成に努めていくものとする。

なお、本協議会構成団体は、傘下会員企業に対し、パンフレットの作成・配布や研修の実施等により、この申合せの主旨の周知徹底を図り、契約の適正化に努めるものとする。

「施工条件・範囲リスト」 (標準モデル)の作成について

1.内容・構成

総合工事業者・専門工事業者間の見積は、見積依頼書と見積書を用いて行う。

見積依頼時において、総合工事業者は専門工事業者に対し、次の①～⑥を提示する。

①工事場所

②工事概要

③予定工期（全 体） 平成 年 月 ～ 平成 年 月
（対象工事） 平成 年 月 ～ 平成 年 月

④設計図書（仕様書を含む）

⑤工法

⑥支給品の有無

さらに加えて、総合工事業者は専門工事業者に対し、

⑦上記①～⑥以外の施工条件・範囲

について提示する。この施工条件として提示される項目を標準モデルとして表形式にしたものが、「施工条件・範囲リスト」である。

その内容としては、材料、取付加工、運搬、足場、墨出し、養生、片付、機器、図面・書類、見本、検査・確認、安全 等の項目で構成される。ただし、空調衛生工事・電気設備工事については、材料、取付加工等の工事に係る項目は、設計図書（仕様書を含む）に明示のため除外する。

2.使い方

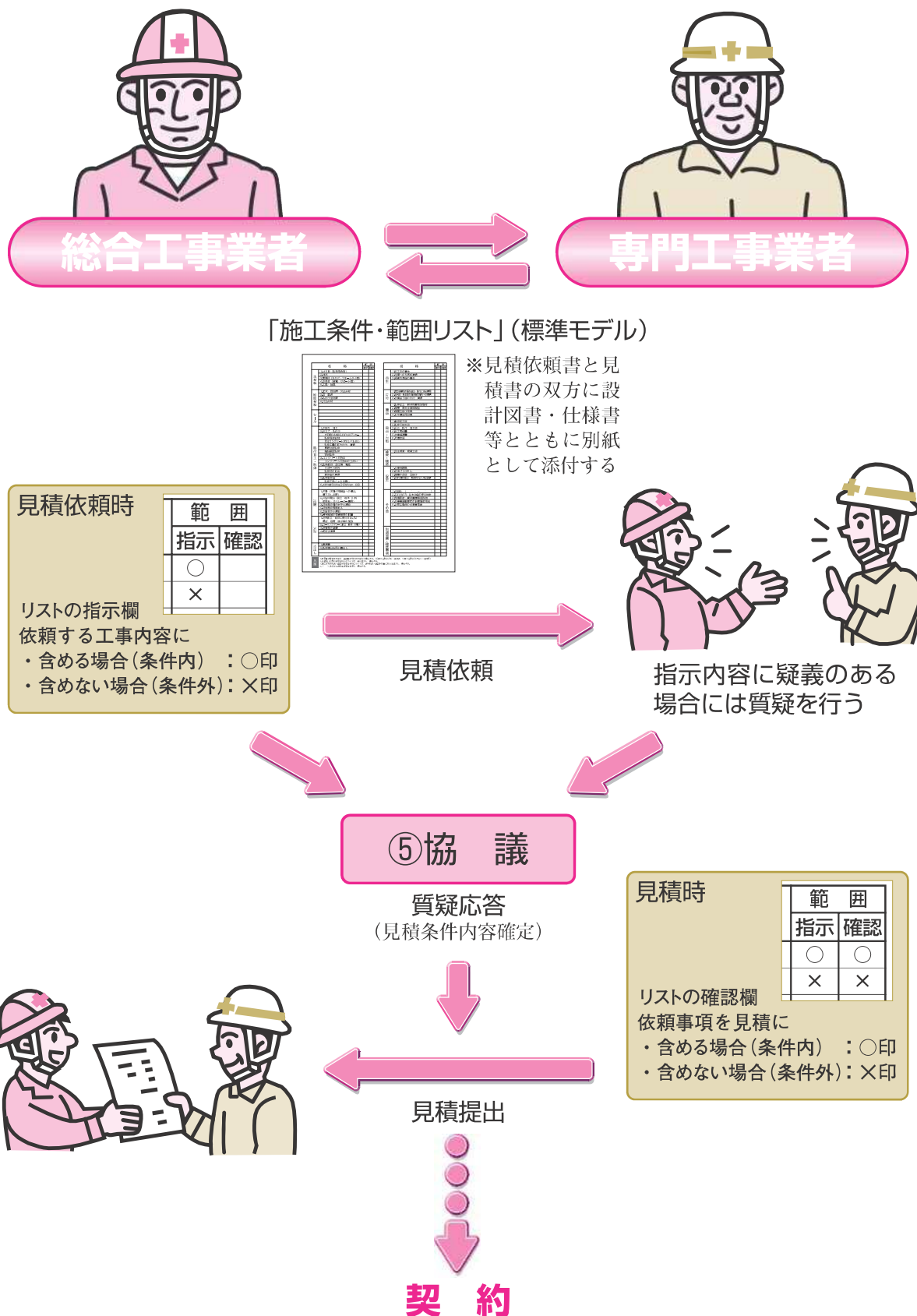
- (1) 「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）は、見積依頼書と見積書の双方に、設計図書・仕様書等とともに、別紙として添付する。
- (2) 見積依頼時に、総合工事業者は、リストの指示欄に、依頼する工事内容に含める場合（条件内）は○印、含めない場合（条件外）は×印を記入する。
- (3) 見積時に、専門工事業者は、指示内容に疑義のある場合には、質疑を行う。
専門工事業者は、リストの確認欄に、依頼事項を見積に含める場合（条件内）は○印、含めない場合（条件外）は×印を記入し、総合工事業者に提出する。
- (4) 項目についてその他必要なものがあれば、適宜記入し、使用する。
- (5) 施工数量を実数精算とするか否かについては、双方協議・確認を行う。

3.「施工条件・範囲リスト」の標準モデル

「施工条件・範囲リスト」の標準モデルとして現在までに作成した工種は、次のとおりである。

- | | | |
|----------|-----------------------------------|---------|
| ・機械土工事 | ・コンクリート打設工事 | ・塗装工事 |
| ・建築根切り工事 | ・外部足場工事 | ・左官工事 |
| ・型枠大土工事 | ・金属製建具・カーテンウォール・シャッター・オーバーヘッドドア工事 | ・空調衛生工事 |
| ・鉄骨工事 | ・内装仕上工事 | ・電気設備工事 |
| ・鉄筋工事 | ・防水工事 | |
| ・圧接工事 | ・硝子工事 | |

「施工条件・範囲リスト」(標準モデル) 使い方 (フロー図)



機械土工事 施工条件・範囲リスト

施工条件提示項目		提示チェック	
		提示	確認
土質	種類	1.土砂	
		2.軟岩	
		3.硬岩	
		4.転石	
	判定区分	1.土量計算方法	
		2.検収方法(地山・ルース・盛土)	
		3.土量換算係数	
		4.土量配分計画	
切土・盛土工事	切盛土工	1.切崩し	
		2.積込み	
		3.場内運搬(距離別)	
		4.場外運搬(距離別) 時間制限	
		5.敷均し	
		6.締固め(巻立て厚、転圧機械)	
		7.法面整形(切土部、盛土部)	
		8.基面整形	
	発破工	1.ベンチ発破	
		2.盤打ち発破	
		3.小割り発破	
	無発破工	1.静的破碎工	
		2.転石小割り工	
	付帯工	1.発破振動・騒音測定および規制	
		2.タンク投入台数規制	
		3.タンク運搬速度規制	
機械	規制	1.排ガス対策型	
		2.騒音振動対策型	
		3.高さ制限、作業半径規制	
図面・書類		1.施工計画書	
		2.特記仕様書	
		3.平面図	
		4.縦断図	
		5.横断図	
		6.数量表	
品質管理基準		1.乾燥密度規定	
		2.飽和度規定	
		3.強度規定	
その他		1.稼働日(祝日、土休日)	
		2.作業時間(: ~ :)	
		3.工事用電力・給水設備の使用料金	
		4.倉庫・工場等の仮設物	
		5.事務所、宿舍	
		6.貸与機械	

業務分担責任範囲		範囲	
		指示	確認
支給材料		1.碎石	
		2.敷鉄板、通路仮設材	
		3.セメント、石灰、地盤改良材	
		4.燃料・油脂	
		5.火薬類・爆薬	
		6.静的破碎剤	
		7.水処理設備	
		8.安全保安設備材料	
仮設工事		1.伐採	
		2.伐開、除根	
		3.伐採、伐開、除根の処理費	
		4.工事用道路	
		5.工事用道路維持・補修	
		6.スパツ、洗車プール、散水(車)、飛散養生	
		7.水替工	
養生		1.地盤改良後の養生	
		2.降雨降雪の養生	
		3.検査引渡し後の養生	
		4.仮置土の養生	
運搬		1.重機の組立・解体	
		2.重機の回送・運搬	
測量・写真		1.基本測量	
		2.施工測量(トンボ・丁張)	
		3.出来形測量・出来形図	
		4.写真管理(撮影、整理)	
試験・検査		1.材料施工・地質判定に関する試験(盛土管理基準値の設定)	
		2.自主検査・検査立会	
		3.密度試験・含水比試験・透水試験	
		4.土質試験結果データの整理	
安全		1.交通誘導員	
		2.安全パトロール	
		3.安全看板類の取付、維持	
		4.災害等緊急時の現場巡視	
片付		1.建設廃棄物の場外搬出・処分に係る費用	
		2.梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別	
別途協議・確認事項		1.下請等特定メーカーの有無	
		2.下請等特定施工業者の有無	
		3.災害時(地震、台風、大雨)の補修責任範囲	
		4.貸与機械の修理費	
		5.不具合発生時の責任所在	
		6.埋設物・地中障害物の有無、撤去	

凡例

- 1.施工条件提示項目は総合工事業者が見積依頼時に提示し、専門工事業者が確認する。
- 2.業務分担責任範囲の指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。(○印=見積に含む・条件内、×印=見積に含まない・条件外)
- 3.上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
- 4.特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項欄に項目を記入し、使用する。
- 5.() 内には、具体的な内容を記入し、使用する。

建築根切り工事

施工条件・範囲リスト

施工条件提示項目		提示チェック	
		提示	確認
施工条件・精度	1. 施工面積		
	2. 施工深さ		
	3. 切梁の有無		
	4. 湧水の有無及び量		
	5. 基礎坑の形状・種類		
	6. 仮設計画（搬出入路他）		
	7. 山留工法（構台）		
	8. 床付精度		
	9. 法面精度		
土質	1. 土砂（1種～4種）・土質		
	2. 軟岩		
	3. コンクリート塊（鉄筋）		
	4. コンクリート塊（無筋）		
	5. 汚染土		
埋戻し	1. 発生土		
	2. 良質土		
	3. 購入土		
	4. 流動化処理土		
	5. 砕石		
	6. 場内仮置き土		
残土処理	1. 残土運搬（自由）		
	2. 残土運搬（指定地）		
	3. 残土運搬（場内）		
規制	1. 排ガス対策型		
	2. 騒音振動対策型		
	3. 大型等車両通行規制、時間		
	4. 特殊車両運行許可		

業務分担責任範囲		範囲	
		指示	確認
支給材料	1. 基礎材料（砕石・コンクリート）		
	2. 埋戻し材料		
	3. 土留め矢板		
	4. 敷き鉄板		
	5. 測量機器		
	6. 改良材（石灰系、セメント系、他）		
	7. 仮設資材（足場材、水中ポンプ等）		
	8. 揚重機		
仮設工事	1. 試掘工事（埋設物調査）		
	2. 布堀工事		
	3. 支障物撤去及び復旧		
	4. 埋設物防護及び復旧		
	5. 排水処理施設工事		
	6. 掘削範囲内の仮設道路設置		
掘削工事	掘削積込	1. 基面整正（つぼ布堀、総堀）	
		2. 埋戻し	
		3. スキ取り整地	
		4. 地盤改良工事	
		5. 床付	
	残土処理	1. 場内仮置き積上げ（法面養生）	
		2. 清掃員	
		3. 残土処分費（一般）	
		4. 残土処分費（産業廃棄物）	
	付帯工事	1. 土留め矢板設置、撤去	
		2. 水替工	
		3. 土べら落とし（ケレン、杭間ざらい）	
		4. 重機械の投入、引き上げ（施工面）	
		5. 法面養生（シート）	
		6. 法面養生（改良）	

業務分担責任範囲		範囲	
		指示	確認
運搬	1. 材料等の場内小運搬		
	2. 支給材の小運搬		
	3. 貸与機械の有資格者の配置		
	4. 重機の組立・解体		
	5. 重機の回送・運搬		
足場	1. 矢板設置時に使用する足場架設		
	2. 足場等の盛替		
墨出し	1. 床付け整形基準高		
	2. 法面位置出し（法尻、法肩）		
	3. ピット位置出し		
機器	1. 洗車装置		
図面・書類	1. 施工要領書・施工図		
	2. 掘削・残土処理計画書		
	3. 作業標準書（作業手順書）		
	4. 工程表		
	5. 建設廃棄物処理計画書（マニフェスト） （コンクリート、汚染土、地中障害物）		
検査・確認	1. 自主検査・検査立会		
	2. 土質検査		
	3. トラックスケール		
	4. 施工中の法肩、地山の点検		
安全	1. 交通誘導員		
	2. 安全パトロール		
	3. 昇降設備、安全通路設置、撤去		
	4. 施工中の立入禁止措置		
	5. 土砂上げ開口部等の養生		
片付	1. 建設廃棄物の場外搬出・処分に係る費用		
	2. 梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別		
	3. 搬出入路、道路の清掃		
その他	1. 稼働日（祝日、土休日）		
	2. 作業時間（：～：）		
	3. 工事用電力・給水設備の使用料金		
	4. 現場詰所、資材倉庫等仮設物		
	5. 作業員通勤車両の駐車場使用料		
別途協議・確認事項	1. 下請等特定メーカーの有無		
	2. 下請等特定施工業者の有無		
	3. 災害時（地震、台風、大雨）の補修責任範囲		
	4. 埋設物、地中障害物の有無、撤去		
	5. 場所打ち杭の鉄筋補正		
	6. 捨てコンクリートの砕、打設、レベル管理		

凡例

1. 施工条件提示項目は総合工事業者が見積依頼時に提示し、専門工事業者が確認する。
2. 業務分担責任範囲の指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。（○印＝見積に含む・条件内、×印＝見積に含まない・条件外）
3. 上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
4. 特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項欄に項目を記入し、使用する。
5. （ ） 内には、具体的な内容を記入し、使用する。

型枠大工工事 施工条件・範囲リスト

名 称		範 囲	
		指示	確認
主材料	1.せき板（型枠用合板）		
	2.栈木		
	3.緊張材（丸セパ・フォームタイ等）		
	4.支保材（単管・サポート等）		
	5.工具・器具		
補助材料	1.面木・目地棒・欠込み材		
	2.釘・番線		
	3.取付け金物類		
	4.打込み材		
シール			
取付加工・解体	1.下拵え・加工		
	2.組立て・取付け		
	・水平振れ止め建入れ直し用アンカー		
	・型枠保持金物		
	・打設コンクリート天端レベル出し		
	・型枠工事の跡片付け、清掃		
	・基礎法面型枠		
	・階段踏面型枠		
	・窓台型枠		
	3.コンクリート打設中		
	・コンクリート打設中の立合い		
	4.型枠解体・釘仕舞・整理		
	・サポート補強		
	・型枠材の搬出		
	・解体後の清掃		
運搬	5.型枠脱形後		
	・型枠不良による手直し		
	6.型枠運搬専用の開口部等の設置・復旧		
足場	1.荷揚（荷揚用機器への積込、積下ろし手間）		
	2.荷揚用機器（組立・解体・損料・使用料・オペレーター費用）		
	3.材料等の場内水平小運搬		
	4.材料等の現場搬入		
墨出し	5.支給材の小運搬		
	6.貸与機械の有資格者の配置		
	1.型枠組立・解体に使用する足場・構台・栈橋・梯子等の架設		
	2.ローリングタワー（組立・解体・移動）		
	3.足場等の盛替		
	4.高所作業車		

名 称		範 囲	
		指示	確認
養生	1.施工中の養生		
	2.元請への引渡前清掃		
	3.検査引渡後の養生		
片付	1.建設廃棄物の場外搬出・処分に係る費用		
	2.梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別		
	3.足場材等支給材の指定場所への片付け		
	4.作業終了後の片付・清掃		
機器	1.型枠組立・解体用簡易足場材		
	2.揚重・高所作業用機器		
	3.揚重玉掛け用具		
	4.水平運搬用台車		
図面・書類	1.躯体施工図		
	2.型枠下拵え図		
	3.組立・割付・加工図		
	4.施工要領書		
	5.作業標準書		
	6.荷揚計画		
検査・確認	1.自主検査・検査立会		
安全	1.作業保護具		
	2.安全パトロール		
	3.揚重の合図・玉掛け		
	4.型枠工事の組立・解体中の立入禁止処置		
その他	1.作業時間（ : ~ : ）		
	2.休日作業		
	3.搬入車両規制		
	4.工事用電力・給水設備の使用料金		
	5.現場詰所・資材倉庫等仮設物		
	6.作業員通勤車両の駐車場使用料		
	7.必要な場合の作業員宿舎		
別途協議・確認事項			

凡例

- 1.指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。（○印＝見積に含む・条件内、×印＝見積に含まない・条件外）
- 2.上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
- 3.特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項欄に項目を記入し、使用する。
- 4.（ ）内には具体的な内容を明示し、使用する。

鉄骨工事 施工条件・範囲リスト

名 称		範 囲	
		指示	確認
本体鉄骨	1.柱・大梁・小梁・間柱・ブレース		
	2.特殊ブレース		
	3.鋼板壁		
	4.鋼板床		
	5.母屋・胴縁		
	6.HTB		
	7.鋳鋼品		
	8.アンカーボルト		
	9.アンカーフレーム・テンプレート		
	10.構真柱(実測製作費、ターニングローラー、反転機、現場セット、調整)		
附帯鉄骨	1.階段		
	2.階段受柱・梁		
	3.手摺		
	4.庇		
	5.設備架台		
	6.ゴンドラレール架台		
	7.目隠しルーバー受鉄骨		
	8.ヘリポート(ホバリングスペース)鉄骨		
	9.キャットウォーク		
	10.ブドウ棚		
	11.エレベーター関連鉄骨(エレベーター受ファスナー、間柱、三方枠、機械架台)		
	12.外装関係鉄骨(ファスナー、受け梁…、ALC、PC、サッシュ、ガラス)		
	13.内装関係鉄骨(間仕切受、石貼下地、天井下地)		
	14.エスカレーター関連鉄骨(受梁)		
	15.設備配管貫通補強		
関連鉄骨・床工事	1.デッキプレート		
	2.デッキプレート受け		
	3.コンクリート流れ止め		
	4.小口塞ぎ		
	5.グレーチング		
	6.エキスパンドメタル		
	7.スタッドジベル 工場(柱脚、梁腹)		
	8.スタッドジベル 現場(梁上)		

名 称		範 囲	
		指示	確認
仮設金物	1.タラップ		
	2.タラップサヤ管		
	3.ハシゴ		
	4.ハシゴ用サヤ管		
	5.コラムステージ受け		
	6.ハイステージ受け		
	7.吊りピース(柱・梁)		
	8.吊り治具		
	9.建入直しピース		
	10.カンザシ		
	11.梁下り止めピース(柱用・梁用)		
	12.スプライス蝶番		
	13.親綱受け(中間階・最上階)		
	14.ネット受け		
	15.手摺用サヤ管		
	16.建入用特殊エレクションピース		
	17.セバ用長ナット		
塗装・溶射・メッキ	1.下地処理(種類 程度)		
	2.工場錆止め(JIS K-)		
	3.工場× 回塗		
	4.溶融亜鉛メッキ(HDZ-)		
	5.溶射() ※部位範囲は別途確認する。 ※附帯鉄骨は項目ごとに確認する。		
その他関連工事	1.スパイラル・閉鎖型フープ筋取付		
	2.主筋孔補強		
	3.コンクリート注入孔・同蒸気抜き孔		
	4.エアー抜き孔		
	5.空気抜き孔		
	6.荷受構台		
	7.棄てプレート		
	8.ヤットコ		
	9.タワークレーン補強		
	10.サイドプレート取付		
	11.支承		
	12.ブレース、ダンパー取付		

鉄筋工事 施工条件・範囲リスト

名 称		範 囲	
		指示	確認
主材料	1.鉄筋材料		
補助材料	1.スベサブロック		
	2.床用ワイヤメッシュ筋		
	3.開口補強用ワイヤメッシュ筋		
	4.スリーブ補強既製品		
	5.特殊継ぎ手材		
	6.仮設組立材 耐圧盤上筋受け		
	7.仮設組立材 基礎梁馬		
	8.仮設組立材 S R C梁馬		
取付加工	1.鉄筋加工		
	2.スパイラル加工		
	3.現場組立		
	4.スベサブロック取付		
	5.S R Cスパイラル筋位置修正		
	6.床用ワイヤメッシュ配筋		
	7.開口補強用ワイヤメッシュ配筋		
	8.スリーブ補強配筋		
	9.鉄筋継手 圧接		
	10.鉄筋継手 溶接		
	11.鉄筋継手 機械継手		
	12.ダム開口補強・配筋		
	13.打ち継ぎ補強配筋		
	14.杭頭補強配筋		
	15.コンクリート打設中の立会い		
	16.差筋キャップ取付		
	17.設備基礎		
	18.外構工事		
	19.杭鉄筋調整		
	20.S R C柱筋調整		
	21.特殊スラブ配筋		
	22.アンボンド鋼線引込み手間		
	23.ハーフP C梁・柱筋配筋		
運搬	1.荷揚（荷揚用機器への積込、積下ろし手間）		
	2.荷揚用機器（組立・解体・損料・使用料・オペレーター費用）		
	3.材料等の場内水平小運搬		
	4.材料等の現場搬入		
	5.支給材の小運搬		
	6.貸与機械の有資格者の配置		
足場	1.鉄筋組立に使用する足場の架設		
	2.鉄筋組立に使用する構台の架設		
	3.鉄筋組立に使用する栈橋の架設		
	4.鉄筋組立に使用する梯子の架設		
	5.ローリングタワー（組立・解体・移動）		
	6.足場等の盛替		
	7.高所作業車		
墨出し			

名 称		範 囲	
		指示	確認
養生	1.支給材の保管		
	2.組立完了後の養生		
片付	1.建設廃棄物の場外搬出・処分に係る費用		
	2.梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別		
	3.足場材等支給材の指定場所への片付け		
	4.作業終了後の片付・清掃		
機器	1.鉄筋組立用簡易足場材		
	2.揚重・高所作業用機器		
	3.揚重玉掛け用具		
図面・書類	1.鉄筋加工図		
	2.施工要領書		
見本			
検査・確認	1.自主検査・検査立会		
安全	1.作業保護具		
	2.安全パトロール		
	3.揚重の合図・玉掛け		
その他	1.作業時間（ : ~ : ）		
	2.休日作業		
	3.搬入車両規制		
	4.工事用電力・給水設備の使用料金		
	5.現場詰所・資材倉庫等仮設物		
	6.作業員通勤車両の駐車場使用料		
	7.必要な場合の作業員宿舎		
別途協議・確認事項			

凡例

- 1.指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。（○印＝見積に含む・条件内、×印＝見積に含まない・条件外）
- 2.上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
- 3.特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項欄に項目を記入し、使用する。
- 4.（ ）内には具体的な内容を明示し、使用する。

圧接工事 施工条件・範囲リスト

名 称		範 囲	
		指示	確認
主材料	1.酸素 (JIS K1101)		
	2.アセチレン (JIS K1902)		
補助材料	1.チップソー		
	2.研削砥石		
	3.熱間押抜機の刃		
圧接作業	1.鉄筋の切断 (直角・ガス)		
	2.鉄筋端面の加工		
	3.柱筋の取り付け (D()=()m以上)		
	4.長尺鉄筋、太もの鉄筋の相番作業		
	5.柱筋の養生キャップの取り付け		
	6.火元点検		
運搬	1.鉄筋材の作業場所への配置		
	2.貸与機械の有資格者の配置		
	3.作業車両の駐車場使用料		
足場等	1.圧接作業に使用する足場の架設		
	2.ローリングタワー (組立・解体・移動)		
	3.高所作業車		
	4.足場等の盛替		
	5.脚立、足場板の組立、解体、移動、損料		
	6.ガス容器設置場所		
墨出し			
養生	1.型枠への防火養生		
	2.火花の飛散、落下養生		
	3.降雨・降雪時の養生		
	4.強風時の養生		

名 称		範 囲	
		指示	確認
片付	1.建設廃棄物の場外搬出・処分に係る費用		
	2.梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別		
	3.足場材等支給材の指定場所への片付け		
	4.作業終了後の片付・清掃		
	5.鉄筋片の運搬、片付け		
機器	1.防火、消火用設備、消火器		
	2.揚重、高所作業用機器		
	3.揚重玉掛け用具		
図面・書類	1.施工要領書		
	2.作業標準書 (作業手順書)		
	3.見積数量調書		
	4.施工記録報告書		
見本	1.カタログ		
	2.限度見本		
検査・確認	1.自主検査 外観検査・超音波検査・全数検査		
	2.受入れ検査		
	3.受入れ検査の再検査		
	4.施工前技量試験		
安全	1.作業保護具・保護眼鏡		
	2.揚重の合図・玉掛け		
	3.安全パトロール		
その他	1.作業時間 (: ~ :)		
	2.休日作業		
	3.搬入車両規制		
	4.工業用電力・給水設備の使用料金		
	5.必要な場合の作業員宿舎		
別途協議・確認事項	1.継手位置確認		
	2.鋼材強度確認		

凡例

- 1.指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。(○印＝見積に含む・条件内、×印＝見積に含まない・条件外)
- 2.上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
- 3.特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項欄に項目を記入し、使用する。
- 4.() 内には具体的な内容を明示し、使用する。

コンクリート打設工事 施工条件・範囲リスト

名 称		範 囲	
		指示	確認
主材料			
補助材料			
先行工事	1.型枠内水洗い		
	2.配管工事		
	3.機器設置及び撤去		
打設	1.コンクリート打設		
	2.天端ならし（木ゴテ押え）		
	3.打足し		
	4.生コン車誘導員		
品質管理	1.散水～シートマット養生		
関連工事	1.打足し型枠組立解体		
	2.打足しはつり片付け		
	3.ジャンカ補修（色合わせの上補修（左官））		
運搬	1.貸与機械の有資格者の配置		
足場	1.打設足場（枠組、単管等）		
墨出し			

名 称		範 囲	
		指示	確認
養生	1.周囲シート張払		
	2.スラブ上の歩行足場板敷		
	3.デリバリーホースの養生		
片付	1.建設廃棄物の場外搬出・処分に係る費用		
	2.梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別		
	3.足場材等支給材の指定場所への片付け		
	4.作業終了後の片付・清掃		
機器	1.バイブレーター、叩き用具、突棒		
	2.ポンプ車		
図面・書類	1.打設計画図		
	2.配管計画図		
見本			
検査・確認	1.自主検査・検査立会		
安全	1.安全パトロール		
	2.揚重の合図・玉掛け		
その他	1.作業時間（ ： ～ ： ）		
	2.休日作業		
	3.搬入車両規制		
	4.工事用電力・給水設備の使用料金		
	5.現場詰所・資材倉庫等仮設物		
	6.作業員通勤車両の駐車場使用料		
	7.必要な場合の作業員宿舎		
別途協議・確認事項			

凡例

- 1.指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。（○印＝見積に含む・条件内、×印＝見積に含まない・条件外）
- 2.上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
- 3.特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項欄に項目を記入し、使用する。
- 4.（ ）内には具体的な内容を明示し、使用する。

外部足場工事 施工条件・範囲リスト

名 称		範 囲	
		指示	確認
主材料	1.足場材料一式		
補助材料			
先行工事	1.整地・敷き板		
	2.壁つなぎアンカー埋込み		
	3.ブラケットアンカー埋込み		
	4.壁つなぎ取付け		
組立	1.足場組立（最上階及び足場端部の手摺含む）レベル調整		
	2.親綱設置、盛替え		
	3.交通監視員（ガードマン等）		
維持管理	1.保守（点検、整備、清掃、点検表の提出）		
	2.台風時の処置（シートの撤去・復旧、点検、補強）		
解体	1.足場解体		
	2.壁つなぎダメ処理合歪		
	3.親綱設置、盛替え		
	4.クランプ等の袋詰め		
	5.クランプ等数量の確認		
	6.荷降し、小運搬（運搬車まで）		
	7.運搬車への積み込み		
	8.交通監視員（ガードマン等）		
運搬	1.資材の搬入・搬出（材工又は手間のみ）		
	2.資材の積み込み、荷降し		
	3.場内小運搬		
	4.貸与機械の有資格者の配置		
足場			
墨出し	1.墨出し、割付け		

名 称		範 囲	
		指示	確認
養生			
片付	1.建設廃棄物の場外搬出・処分に係る費用		
	2.梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別		
	3.足場材等支給材の指定場所への片付け		
	4.作業終了後の片付・清掃		
機器	1.玉掛けワイヤー、シャックル		
	2.揚重機		
図面・書類	1.足場計画図		
見本			
検査・確認	1.自主検査・検査立会		
安全	1.安全パトロール		
	2.揚重の合図・玉掛け		
	3.看板類の取付け（支給又は持ち込み）		
その他	1.作業時間（ ： ～ ： ）		
	2.休日作業		
	3.搬入車両規制		
	4.工事用電力・給水設備の使用料金		
	5.現場詰所・資材倉庫等仮設物		
	6.作業員通勤車両の駐車場使用料		
	7.必要な場合の作業員宿舎		
別途協議・確認事項			

凡例

- 1.指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。（○印＝見積に含む・条件内、×印＝見積に含まない・条件外）
- 2.上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
- 3.特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項欄に項目を記入し、使用する。
- 4.（ ）内には具体的な内容を明示し、使用する。

金属製建具・カーテンウォール・シャッター・ オーバーヘッドドア工事 施工条件・範囲リスト

名 称		範 囲	
		指示	確認
建具製品本体	1. アルミ製建具		
	2. カーテンウォール		
	3. 鋼製建具		
	4. 鋼製軽量建具		
	5. ステンレス建具		
	6. トップライト		
	7. スクリーン		
	8. 金属工事 ()		
	9. シャッター・オーバーヘッドドア等		
	10. その他 ()		
建具金物・付属品 金属材料 金属工事・鋼製下地・ガラス	1. 建具金物		
	標準シリンドー錠 (MK 無し、付き)		
	特殊錠 ()		
	ピボットヒンジ		
	ドアクローザー		
	フロアヒンジ		
	押板、押棒		
	CW 開口部 (サッシ) 金物		
	排煙窓用オペレーター		
	電動装置 (排煙・換気用)、スイッチ Box		
	自動開閉装置 (エンジンドア)		
	煙感知器		
	制御盤・操作ボックス		
	開閉装置 (シャッター・オーバーヘッドドア)		
	障害物感知装置 (シャッター・オーバーヘッドドア)		
	危害防止装置 (シャッター・オーバーヘッドドア)		
	自動閉鎖装置 (シャッター・オーバーヘッドドア)		
	手動閉鎖装置 (シャッター・オーバーヘッドドア)		
	ステンレスガイドレール等 (シャッター・オーバーヘッドドア)		
	その他 ()		
	2. 付属品		
	アングル		
	額縁		
	膳板		
	水切		
	結露受		
	網戸		
	木ビス		
	三方枠 (シャッター・オーバーヘッドドア)		
	リモコン装置 (シャッター・オーバーヘッドドア)		
	その他 ()		
	3. 金属工事		
	笠木		
	下部水切り		
	ボーダー		
	軒天井		
	ブラインドボックス (カーテンボックス)		
	ファンコイルカバー		
	下地カバー		
	フラッシング		
	層間塞ぎ (受け)		
	手摺		
	パネル (下地カバー等:)		
	パネル (CW 部)		
	その他 ()		
	4. 鋼材 (建具・CW・金属工用)		
	鋼材下地 (下地材・補強材:)		
	5. ガラス		
	6. 塗装		
	防錆塗装 ()		
	指定仕上塗装 ()		
補助材料	1. 取付用鉄筋		
	2. くさび		
	3. インサート (サッシアンカー)		
	4. 取付金具・一次ファスナー (先埋込み)		
	5. 取付金具・二次ファスナー		
	6. 耐火ボード (耐火 30 分、60 分)		
	7. 有孔ボード		

名 称		範 囲	
		指示	確認
シール	1. 自社請負製品間シーリング		
	2. 他社・他業者との取合シーリング		
取付・加工	1. 部材の現場組立		
	2. 躯体への取付 (鉄筋、ビス止め)		
	3. アンカー出し		
	4. ガラス嵌込み		
	5. コンクリートはつり		
	6. アンカー打設 (あと施工の場合)		
	7. サッシ廻りモルタル詰め		
	8. 二次配線・配管 (電動の場合)		
運搬	1. 荷揚 (荷揚用機器への積込、積下し手間)		
	2. 荷揚用機器 (組立・解体・損料、使用料オペレーター費用)		
	3. 材料等の場内水平小運搬		
	4. 材料等の現場搬入		
	5. 支給材の小運搬		
	6. 貸与機械の有資格者の配置		
	7. 運搬・荷揚用コンテナ (大規模)		
足場	1. 脚立、足場板の組立、解体、移動、損料		
	2. ローリングタワーの移動 (小規模)		
	3. ローリングタワーの移動 (大規模)		
	4. ローリングタワーの組立解体		
	5. 足場等の盛替		
	6. 高所作業車		
	7. ゴンドラの揚重・取付・盛替作業		
墨出し	1. 基準墨		
	2. 仕上げに必要な基準となる墨		
	3. 施工に必要な墨出し		
養生・シール	1. 製品への (搬入) 養生		
	2. 取付中の溶接火花落下防止養生		
	3. 取付完了後の養生		
	4. 元請への引渡し前のクリーニング (1 回)		
片付	1. 建設廃棄物の場外搬出・処分に係る費用		
	2. 梱包材・発生材の場内指定場所への集積		
機器	1. 取付機器 (測定器等)		
	2. 取付用揚重機器、吊り治具等		
	3. 溶接電源 (ウェルター)		
書類・図面	1. 工場製作図・施工図		
	2. 取合う他業種製品との取合い作図		
	3. 製作・施工要領書		
見本	1. 実験用供試体工事		
	2. 見本品及び模型製作		
確認・検査	1. 製品検査		
	2. 自主検査表提出		
	3. 検査立会		
安全	1. 作業保護具		
	2. 安全パトロール		
	3. 揚重の合図・玉掛け		
	1. 作業時間 (: ~ :)		
	2. 休日作業		
	3. 搬入車両規制		
その他	4. 工事用電力・給水設備の使用料金		
	5. 現場詰所・資材倉庫等仮設物		
	6. 作業員通勤車輛の駐車場使用料		
確認事項	別途協議		
参考	・ インサートは、コンクリートに埋込むサッシアンカー		
	・ シャッターの操作 Box は、スイッチ Box に含む		
	・ 一次ファスナー (先埋込み) は、コンクリートに埋込むファスナーで、埋込みは躯体工事、鉄骨付けの場合は、鉄骨工事		

凡例

1. 指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。(○印＝見積に含む・条件内、×印＝見積に含まない・条件外)
2. 上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
3. 特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項欄に項目を記入し、使用する。
4. () 内には具体的な内容を明示し、使用する。

内装仕上工事 施工条件・範囲リスト

名 称		範 囲	
		指示	確認
主材料	1.鋼製下地材・石膏ボード材		
	2.仕上材		
	3.クロス材・床材		
	4.その他見積項目の主材料		
補助材料	1.ビス・接着剤		
	2.溶接棒・ピン・火薬		
	3.錆止め塗料		
	4.見積項目の施工に必要な副資材		
シール	1.耐火・遮音工事に必要な四周処理		
	2.化粧板の目地処理		
	3.クリーンルーム・手術室工事仕様に必要なシール工事		
取付加工	1.先行ピース作業		
	2.インサート・アンカー（取付に必要な場合も含む）		
	3.見積項目の材工共工事		
	4.諸設備及び関連工事の開口補強		
	5.諸設備に必要な下地増設工事		
運搬	1.荷揚（荷揚用機器への積込、積下ろし手間）		
	2.荷揚用機器（組立・解体・損料・使用料・オペレーター費用）		
	3.材料等の場内水平小運搬		
	4.材料等の現場搬入		
	5.支給材の小運搬		
	6.貸与機械の有資格者の配置		
足場	1.脚立・足場板の組立、解体、移動、損料		
	2.ローリングタワーの移動（小規模）		
	3.ローリングタワーの移動（大規模）		
	4.ローリングタワーの組立解体		
	5.足場等の盛替		
	6.高所作業車		
	7.ゴンドラの揚重・取付・盛替作業		
墨出し	1.基準墨		
	2.仕上墨（小墨）		
下地	1.クロスのパテ処理（ボードのビス・キズ）		
	2.床下地のレベル補修		
	3.ボードコーナー処理		
	4.ロックウール・グラスウール充填		
養生	1.施工中の簡易養生（材料支給）		
	2.検査引渡し後の養生		
	3.床の塩ビタイル等のワックス掛（1回）		

名 称		範 囲	
		指示	確認
片付	1.建設廃棄物の場外搬出・処分に係る費用		
	2.上記1.の中で特に、石膏ボードと岩綿吸音板の引取処理費用		
	3.梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別		
	4.足場材等支給材の指定場所への片付け		
	5.作業終了後の片付・清掃		
機器	1.取付機器（コンプレッサー・溶接器・切断器・鉚打銃）		
	2.作業に必要な小道具類		
	3.溶接作業のときの消化器		
図面・書類	1.施工図・詳細図		
	2.納り図		
	3.施工要領書		
	4.見積数量調書		
見本	1.見本品（カタログ・サンプル）		
	2.見本モデル組（モックアップ）		
検査・確認	1.自主検査		
	2.検査後の破損・汚れの補修・取替		
安全	1.作業保護具		
	2.安全パトロール		
	3.揚重の合図・玉掛け		
その他	1.作業時間（：～：）		
	2.休日作業		
	3.搬入車両規制		
	4.工事用電力・給水設備の使用料金		
	5.現場詰所・資材倉庫等仮設物		
	6.作業員通勤車両の駐車場使用料		
	7.諸検査に必要な成績証明書、シール（不燃・準不燃・遮音・耐火等）の提出		
	8.メンテナンス用予備材料（余剰材の範囲）		
別途協議・確認事項			

凡例

- 1.指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。（○印＝見積に含む・条件内、×印＝見積に含まない・条件外）
- 2.上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
- 3.特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項欄に項目を記入し、使用する。
- 4.（ ）内には具体的な内容を明示し、使用する。

防水工事 施工条件・範囲リスト

名 称		範 囲	
		指示	確認
主材料	1.防水材料		
	2.シーリング材料		
	3.砂・セメント材等		
補助材料	1.燃料		
取付加工	1.伸縮目地の取り付け		
	2.防水押え金物		
運搬	1.荷揚（荷揚用機器への積込、積下ろし手間）		
	2.荷揚用機器（組立・解体・損料・使用料・オペレーター費用）		
	3.材料等の場内水平小運搬		
	4.材料等の現場搬入		
	5.支給材の小運搬		
	6.貸与機械の有資格者の配置		
足場	1.脚立・足場板の組立、解体、移動、損料		
	2.ローリングタワーの移動（小規模）		
	3.ローリングタワーの移動（大規模）		
	4.ローリングタワーの組立解体		
	5.足場等の盛替		
	6.高所作業車		
	7.ゴンドラの揚重・取付・盛替作業		
墨出し	1.基準墨		
	2.仕上墨（小墨）		
下地	1.勾配・不陸調整		
	2.下地ケレン清掃		
	3.出入り隅の面取り		
	4.下地乾燥		
	5.下地の調査及び確認		
養生	1.サッシュ枠等損傷を受けやすい部位の養生		
	2.検査引渡し後の養生		
	3.防水層ジョイント養生		
	4.作業上必要な掲示板		

名 称		範 囲	
		指示	確認
片付	1.建設廃棄物の場外搬出・処分に係る費用		
	2.梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別		
	3.足場材等支給材の指定場所への片付け		
	4.作業終了後の片付・清掃		
	5.施工前の清掃		
機器	1.アスファルト溶解釜		
	2.消火器		
	3.作業に必要な機器工具		
	4.釜場の換気設備		
	5.作業場所の換気設備・照明設備		
図面・書類	1.詳細図		
	2.防水張り割付図（露出で必要な時）		
	3.防水仕様書		
	4.施工要領書		
	5.見積数量調書		
見本	1.カタログ・見本等		
	2.見本モデル組（モックアップ）		
検査・確認	1.自主検査		
	2.水張テストにかかる費用		
	3.検査後の破損・汚れの補修・取替		
安全	1.作業保護具		
	2.安全パトロール		
	3.揚重の合図・確認		
その他	1.作業時間（：～：）		
	2.休日作業		
	3.搬入車両規制		
	4.工事用電力・給水設備の使用料金		
	5.現場詰所・資材倉庫等仮設物		
	6.作業員通勤車両の駐車場使用料		
	7.足場解体時の足場つなぎの補修合番費用		
	8.所轄消防署への火気使用届		
別途協議・確認事項			

凡例

- 1.指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。（○印＝見積に含む・条件内、×印＝見積に含まない・条件外）
- 2.上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
- 3.特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項欄に項目を記入し、使用する。
- 4.（ ）内には具体的な内容を明示し、使用する。

硝子工事 施工条件・範囲リスト

名 称		範 囲	
		指示	確認
主材料	1. ガラス		
	2. 鏡		
	3. ガラスブロック		
	4. 樹脂製品（ホリカーホネット、アクリル等）		
	5. 防煙垂壁		
	6. フィルム（透明・不透明）（色・柄＝ ）（ガラス貼りの有無）		
シール	1. ガラス廻りシーリング（ X ）（材質＝ ）		
	2. 突合せシーリング（ X ）（材質＝ ）		
補助材料	1. ジッパークラット・クレージングベルト・クレージングチェーン		
	2. セッティングブロック		
	3. ガラス取付金物（小窓引戸用、棒・強化ガラストア用、金物、把手・DPG、MPGガラス支持金物・ガラス工法吊り金物・鏡取付金物）		
	4. ガラスブロック用砂・セメント		
	5. 衝突防止マーク（標準品、特注品）		
	6. 力骨、アンカーピース		
取付加工	1. ガラス、鏡、ガラスブロック取付		
	2. ガスケット・ビード・クレージングチェーンの取付		
	3. ガラス取付金物（小窓引戸用、棒・強化ガラストア用、金物、把手・DPG、MPGガラス支持金物・ガラス工法吊り金物・鏡取付金物）の取付		
	4. 映像調整		
	5. 大板施工費		
	6. 小口加工費、穴明加工費		
	7. ガラスの、防煙垂壁の地下アンカー・補強		
	8. 網入りガラス防錆処理（標準・特殊）		
運搬	1. 荷揚（荷揚用機器への積込、積下ろし手間）		
	2. 荷揚用機器（組立・解体・損料・使用料・ガレージ費用）		
	3. 材料等の場内水平小運搬		
	4. 材料等の現場搬入		
	5. 貸与機械の有資格者の配置		
	6. 運搬・荷揚用パレット、台車		
	7. 特殊な木箱梱包、荷揚用パレット、台車		
足場	1. 脚立・足場板の組立、解体、移動、損料		
	2. ローリングタワーの移動（小規模）		
	3. ローリングタワーの移動（大規模）		
	4. ローリングタワーの組立解体		
	5. 足場等の盛替		
	6. 高所作業車		
	7. ゴンドラの揚重・取付・盛替作業		
墨出し	1. 基準墨		
	2. 仕上墨（小墨）		
養生	1. 施工中の養生（仮置き架台、シート等）		
	2. 取付完了後の養生（耐傷用養生フィルム）		
	3. 取付完了後の養生（溶接焼け、破損対策ベニア・プラベニア等）		
	4. 元請へ引渡し前のクリーニング（1回）		

名 称		範 囲	
		指示	確認
片付	1. 建設廃棄物の場外搬出・処分に係る費用		
	2. 梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別		
	3. 足場材等支給材の指定場所への片付け		
機器	1. ガラス取付工具		
	2. ガラス取付機具		
	3. 取付用治具等		
	4. 施工機械		
	5. レッカー等重機		
図面・書類	1. 施工図		
	2. 製作・施工要領書		
見本	1. 見本（標準サイズ）		
	2. モックアップ（材料、取り付け、解体、廃材処分）		
	3. 実験用供試体工事（材料・取り付け・解体・廃材処分）		
検査・確認	1. 自主検査		
安全	1. 作業保護具		
	2. 安全パトロール		
	3. 揚重の合図・玉掛け		
その他	1. 作業時間（ ： ～ ： ）		
	2. 休日作業		
	3. 搬入車両規制		
	4. 工事用電力・給水設備の使用料金		
	5. 現場詰所・資材倉庫等仮設物		
	6. 作業員通勤車両の駐車場使用料		
別途協議・確認事項	1. 風圧計算、ガラス厚の検討・確認		
	2. 熱割れ検討・確認		
	3. 遮音性能の確認		
	4. 断熱性能の確認		
	5. 耐熱性能の確認		
	6. 耐シリコン用セッティングブロックの確認		
	7. ガラス掛代及び施工性の確認		
	8. 特殊工法（DPG、MPG等）のガラス応力解析		
参考	・ ジッパークラットはPCや金属フレームに取り付けサッシを用いずガラス保持とシール機能を合せ持った成型ゴム製品		
	・ クレージングチェーンは断面がU字型で額縁状にガラスに巻き付ける引き戸サッシ用の定形材料。塩ビ製が多い		
	・ クレージングベルトはガラスとサッシの間に取り付けられるシール機能を持った定形材料。塩ビ製で簡易なサッシに用いられるひもタイプとゴム又はシリコン製でCWに使用される環状タイプがある		

凡例

1. 指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。（○印＝見積に含む・条件内、×印＝見積に含まない・条件外）
2. 上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
3. 特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項欄に項目を記入し、使用する。
4. （ ） 内には具体的な内容を明示し、使用する

塗装工事 施工条件・範囲リスト

名 称		範 囲	
		指示	確認
主材料	1.塗料		
	2.外装材		
補助材料	1.稀釈剤（シンナー）		
	2.下地調整材		
	3.養生材		
運搬	1.荷揚（荷揚用機器への積込、積下ろし手間）		
	2.荷揚用機器（組立・解体・損料・使用料・オペレーター費用）		
	3.材料等の場内水平小運搬		
	4.材料等の現場搬入		
	5.支給材の小運搬		
	6.貸与機械の有資格者の配置		
足場	1.脚立・足場板の組立、解体、移動、損料		
	2.ローリングタワーの移動（小規模）		
	3.ローリングタワーの移動（大規模）		
	4.ローリングタワーの組立解体		
	5.足場等の盛替		
	6.高所作業車		
	7.ゴンドラの揚重・取付・盛替作業		
下地	1.モルタル・ボード等のパテ処理		
	2.床下地面の調整		
	3.ボード等のコーナー処理		
	4.水洗い		
	5.シール処理		
養生	1.塗装作業に伴う部分養生		

名 称		範 囲	
		指示	確認
片付	1.建設廃棄物の場外搬出・処分に係る費用		
	2.梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別		
	3.足場材等支給材の指定場所への片付け		
	4.作業終了後の片付・清掃		
機器	1.材料保管場所の消火器		
	2.照明機器		
	3.換気設備機材		
図面・書類	1.塗装仕様書		
	2.施工要領書		
	3.工程管理表		
見本	1.見本板		
	2.見本塗り		
	3.モックアップ		
検査・確認	1.自主検査		
	2.塗付け量検査・確認		
安全	1.作業保護具		
	2.安全パトロール		
	3.材料保管場所の管理		
その他	1.作業時間（ ： ～ ： ）		
	2.休日作業		
	3.搬入車両規制		
	4.工事用電力・給水設備の使用料金		
	5.現場詰所・資材倉庫等仮設物		
	6.作業員通勤車両の駐車場使用料		
	7.足場解体時の足場つなぎの補修費用		
別途協議・確認事項	1.施工前の清掃		
	2.降雨・降雪時の養生		
	3.引き渡しまでの養生		
	4.飛散防止養生		
	5.仮設材への養生		
	6.検査用・引渡用の柵や汚れの補修		
	7.法令規制に関する要求事項		
	8.隙間等のシーリング処理		
	9.鉄骨の現場溶接、HTB等の錆止め補修塗装		
	10.設計図・特記仕様書の十分な確認		
	11.メンテナンス用予備材料		

凡例

- 1.指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。（○印＝見積に含む・条件内、×印＝見積に含まない・条件外）
- 2.上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
- 3.特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項欄に項目を記入し、使用する。
- 4.（ ）内には具体的な内容を明示し、使用する。

左官工事 施工条件・範囲リスト

名 称		範 囲	
		指示	確認
材 料	1. 結合材料		
	2. 混和材料		
	3. 左官用軽量発泡骨材		
	4. 骨材		
	5. 水		
	6. 既調合材料		
	・ 下地調整塗材 (C-1, C-2, CM-1, CM-2)		
補助材料	・ ラス下地用軽量モルタル		
	・ カラーセメント		
	・ 既調合プラスター		
	・ セルフレベリング材		
	7. 高強度材料 (特殊ポリマーモルタル等)		
	1. 定規		
	2. 面木		
下 地	3. 床用足付き目地棒 (黄銅)		
	4. 目地棒		
	5. 吸水調整材		
	1. 下地の品質・精度・ひび割れ・不陸など点検		
	2. 下地の調整		
	・ 硬化不良面の処理		
	・ P.B 等ジョイント部の処理		
施 工	3. 掃除 (清掃・ケレン)		
	4. 目荒らし・超高压洗浄		
	5. 異種下地接合部処理		
	6. 接合材 (釘・ビス) の頭部分の処理		
	1. 次工程のための下地づくり工事		
	1-① 補助材料取付手間		
	1-② 目地、割付		
運 搬	1-③ 目地棒取付及び後処理		
	1-④ ラス貼り下地の製作		
	2. 塗り仕上げ工事		
	2-① 塗り仕上げの適用部位の確認		
	2-② 躯体誘発目地処理		
	2-③ 化粧目地の取付及び後処理		
	1. 荷揚 (荷揚用機器への積込、積下ろし手間)		
足 場	2. 荷揚用機器 (組立・解体・操縦・使用料・オペレータ費用)		
	・ 荷揚げ高さ 40m 未満		
	・ 荷揚げ高さ 40m 以上		
	3. 材料等の場内水平小運搬		
	4. 材料等の現場搬入		
	5. 支給材の小運搬		
	6. 貸与機械の有資格者の配置		
仮 設	7. 運搬・荷揚用パレット、台車		
	1. 脚立・足場板の組立、解体、移動		
	2. 可搬式作業台		
	3. ローリングタワーの移動 (小規模)		
	4. ローリングタワーの移動 (大規模)		
	5. ローリングタワーの組立解体		
	6. 足場等の盛替		
墨 出 し	7. 高所作業車		
	8. ゴンドラの揚重・取付・盛替作業		
	1. 混練り場作りの手間		
	2. 混練り場作りの材料 (日除け・雨除け・保湿等)		
	3. モルタル洗浄水、処理施設		
	4. 仮設材 (足場板・脚立・投光器等の材料)		
	5. 各階の給水設備		
凡 例	1. 基準墨 (通り芯・レベル墨)		
	2. 仕上墨 (小墨)		
	3. 天端墨 (各種基礎及び床・立上り等コンクリート押え天端)		
	4. 階段墨		

名 称		範 囲	
		指示	確認
養生	1. 施工前の養生 (ビニル、シート等)		
	2. 施工中の養生 (板囲い、ビニル等)		
	3. 施工後の養生 (板囲い、ビニル等)		
	4. 天候に対する処置 (ビニル、帆布シート等)		
片付	1. 建設廃棄物の場外搬出・処分に係る費用		
	2. 梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別		
	3. 足場材等支給材の指定場所への片付け		
	4. 作業終了後の片付・清掃		
機器	1. 左官工具 (一輪車・舟等)		
	2. 計測用具 (レベル・墨出し用具等)		
	3. 計測用具 (機械用レベル)		
	4. 左官機械 (ミキサー・ハンドミキサー等)		
書類・図面	5. 運搬機 (ウインチ・ポンプ等)		
	6. 仕上げ機械 (研磨機・トロウエル等)		
	1. 施工計画書		
	2. 施工要領書		
見本	1. 見本板・カタログ		
	2. 見本塗り		
	3. モックアップ		
	1. 自主検査・検査立会		
検査・確認	2. 要求品質による検査 (使用材料・塗り厚・状態・ひび割れ・浮き)		
	3. 塗付け量検査・確認		
	4. 公的試験表		
	5. 製造業者社内試験表、出荷証明書		
安全	1. 作業保護具		
	2. 安全パトロール		
	3. 揚重の合図・玉掛け		
	1. 作業時間 (: ~ :)		
その他	2. 休日作業		
	3. 搬入車両規制		
	4. 工事用電力・給水設備の使用料金		
	5. 現場詰所・資材倉庫等仮設物		
別 途 協 議 ・ 確 認 事 項	6. 作業員通勤車両の駐車場使用料		
	1. 「付け送り」の費用		
	2. 現場調査・既調合の確認		
	3. 塗り回数による工法の確認		
参 考	4. 左官工事のための下地の製作範囲の確認		
	5. 法令・規格・基準類の優先順位		
	6. 工事範囲の不明確な箇所についての対処法		
	7. 左官施工以外の他の要因による不具合箇所の対処法		
	8. 足場解体時の足場つなぎ跡の処理費用		
	9. 柱筋内部、壁筋内部のコンクリート均し費用		
	10. レベル機械の設置場所の確保		
	11. 型枠工事使用セパレーター金物の処理及び片付・清掃		
	12. 床コンクリート直仕上げ等施工に於ける仕上りの平坦さの標準値 (JASS5) 内のレベル調整 (補修)		
	13. 床コンクリート直仕上げ等施工に於ける上記以外の補修		
	(例) キズ、クギ穴、床と立上がり型枠面との取合い及びコンクリートのこぼれ、取付け金物等との取合修正		
	14. 床コンクリート直仕上げ打設中のレベルチェック		
	15. 施工中急な天候不良による仕上がり不具合の修正		
	・ 材料の 1 ～ 6 番は JASS15 2 節を参照		

1. 指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。(○印＝見積に含む・条件内、×印＝見積に含まない・条件外)
2. 上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
3. 特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項欄に項目を記入し、使用する。
4. () 内には具体的な内容を明示し、使用する。

空調衛生工事 施工条件・範囲リスト

※材料、取付加工等の工事に係る項目は、設計図書（仕様書を含む）に明示のため除外する。

名 称		範 囲 指示 確認
運搬	1.荷揚（荷揚用機器への積込、積下ろし手間）	
	2.荷揚用機器（組立・解体・損料・使用料・オペレーター費用）	
	3.材料等の場内水平小運搬	
	4.材料等の現場搬入	
	5.支給材の小運搬	
	6.貸与機械の有資格者の配置	
足場	1.脚立・足場板の組立、解体、移動、損料	
	2.ローリングタワーの移動（小規模）	
	3.ローリングタワーの移動（大規模）	
	4.ローリングタワーの組立解体	
	5.足場等の盛替	
	6.高所作業車	
	7.ゴンドラの揚重・取付・盛替作業	
墨出し	1.基準墨	
	2.仕上墨（小墨）	
養生	1.取付中の養生	
	2.取付完了後の養生	
片付	1.建設廃棄物の場外搬出・処分に係る費用	
	2.梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別	
	3.足場材等支給材の指定場所への片付け	
	4.作業終了後の片付・清掃	
機器		
図面・書類	1.施工要領書・施工図・製作図	
	2.竣工図書一式	
名 称		範 囲 指示 確認
見本		
検査・確認	1.諸官庁・施主・設計監理者の諸検査の立会い	
	2.使用機器の性能試験・検査（成績書提出）	
安全	1.保安・警備費（入退場管理を含む）	
	2.現場安全衛生管理用施設の確保及び維持管理	
	3.仮設道路・通路の確保及び維持管理	
	4.労災保険料、第三者傷害賠償保険料	
	5.安全パトロール	
	6.揚重の合図・玉掛け	
その他	1.休日作業	
	2.搬入車両規制	
	3.現場事務所、作業用詰所、倉庫等の仮設建物	
	4.電灯電力設備、給排水・トイレ設備、仮設動力設備	
	5.同上用用水光熱費	
	6.工事用電力・用水費	
	7.近隣対策費	
	8.式典費	
	9.工事用仮設電源設備工事費	
	10.試運転用の電力、用水、燃料等、DHC供給熱源の試運転期間の基本契約料	
別途協議・確認事項	1.下請等指定メーカーの有無	
	2.下請等指定業者の有無	

凡例

- 1.指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。（○印＝見積に含む・条件内、×印＝見積に含まない・条件外）
- 2.上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
- 3.特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項欄に項目を記入し、使用する。
- 4.（ ）内には具体的な内容を明示し、使用する。

電気設備工事 施工条件・範囲リスト

※材料、取付加工等の工事に係る項目は、設計図書（仕様書を含む）に明示のため除外する。

名 称		範 囲 指示 確認
運搬	1.荷揚（荷揚用機器への積込、積下ろし手間）	
	2.荷揚用機器（組立・解体・損料・使用料・オペレーター費用）	
	3.材料等の場内水平小運搬	
	4.材料等の現場搬入	
	5.支給材の小運搬	
	6.貸与機械の有資格者の配置	
足場	1.脚立・足場板の組立、解体、移動、損料	
	2.ローリングタワーの移動（小規模）	
	3.ローリングタワーの移動（大規模）	
	4.ローリングタワーの組立解体	
	5.足場等の盛替	
	6.高所作業車	
	7.ゴンドラの揚重・取付・盛替作業	
墨出し	1.基準墨	
	2.仕上墨（小墨）	
養生	1.取付中の養生	
	2.取付完了後の養生	
片付	1.建設廃棄物の場外搬出・処分に係る費用	
	2.梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別	
	3.足場材等支給材の指定場所への片付け	
	4.作業終了後の片付・清掃	
機器		
図面・書類	1.施工要領書・施工図・製作図	
	2.竣工図書一式	
名 称		範 囲 指示 確認
見本		
検査・確認	1.諸官庁・施主・設計監理者の諸検査の立会い	
	2.使用機器の性能試験・検査（成績書提出）	
安全	1.保安・警備費（入退場管理を含む）	
	2.現場安全衛生管理用施設の確保及び維持管理	
	3.仮設道路・通路の確保及び維持管理	
	4.労災保険料、第三者傷害賠償保険料	
	5.安全パトロール	
	6.揚重の合図・玉掛け	
その他	1.休日作業	
	2.搬入車両規制	
	3.現場事務所、作業用詰所、倉庫等の仮設建物	
	4.電灯電力設備、給排水・トイレ設備、仮設動力設備	
	5.同上用用水光熱費	
	6.工事用電力・用水費	
	7.近隣対策費	
	8.式典費	
	9.工事用仮設電源設備工事費	
	10.電力用工事負担金	
	11.受電後の基本料金（引渡日迄）	
	12.受電後の電気使用料（引渡日迄）	
別途協議・確認事項	1.下請等指定メーカーの有無	
	2.下請等指定業者の有無	

凡例

- 1.指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。（○印＝見積に含む・条件内、×印＝見積に含まない・条件外）
- 2.上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
- 3.特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項欄に項目を記入し、使用する。
- 4.（ ）内には具体的な内容を明示し、使用する。

参 考





参 考 1



総合工事業者・専門工事業者間における 工事見積条件の明確化について

－「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－

平成14年3月27日

建設生産システム合理化推進協議会

建設産業の生産活動における設計者、総合工事業者、専門工事業者、資機材業者等の分業関係のうち、総合工事業者、専門工事業者間の契約関係については、本協議会において、これまで「契約締結に至るまでの適正な手順に関する指針」（平成5年3月）、「条件変更時の適正な手順等について（見積条件と実際の施工条件が異なった場合の適正な対応）」（平成6年3月）についての申合せを行い、その適正化に取り組んできたところである。

しかしながら、国土交通省が毎年実施している「下請代金支払状況等実態調査」及び「専門工事業下請取引実態調査」によれば、なお一部に下請契約において、十分な見積協議に基づく書面による契約が行われておらず、施工条件が不明確なままに着工されているケースが見られる。また、元請による、いわゆる一方的な「指値」による発注など、下請に対するしわ寄せを生んでいると指摘されている面もある。

本協議会では、こうした実態を踏まえ、適正な競争条件の整備と励行に向け、契約締結の適正化を促進するための踏み込んだ協議を重ねてきたところである。その結果、工事見積条件の明確化を図ることが重要であり、特に見積時点における価格を決定する事項について書面により明確にするため、標準モデルとして、見積協議の際に活用する「施工条件・範囲リスト」を作成するに至った。

本協議会は、この標準モデルの内容について、その普及・促進を申し合わせるものである。なお、今回は、9工種の標準モデルを作成したが、引き続き他工種についてもその作成に努めていくものとする。

また、本協議会構成団体は、傘下会員企業に対し、パンフレットの作成・配布や研修の実施等により、この申合せの主旨の周知徹底を図り、契約の適正化に努めるものとする。

参 考 2

平成14年3月27日

国土交通大臣届出団体の長あて

建設生産システム合理化推進協議会

平成13年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の
周知等について（協力依頼）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の活動につき、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設産業の健全な発展を図り、効率的な建設生産システムを形成していくためには、関係業者間における合理的な分業関係を確立することが必要であり、総合工事業者、専門工事業者双方が建設生産活動の協力者という対等な立場を確保するとともに、それぞれが自らの役割を深く認識し、確実にその責任を果たすことが必要であります。

このような認識の下、当協議会では、「契約の適正化」に関して、「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順に関する指針」（平成5年3月）、「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について（見積条件と実際の施工条件が異なった場合の適正な対応）」（平成6年3月）についての申し合わせを行ってまいりました。

また、平成12年5月、建設省（現・国土交通省）において策定された「建設産業構造改造推進3カ年計画」においても、建設工事標準下請約款に準拠した業種別の見積書・注文書・請書等の標準化の推進を図ることが、重要な事業の一つとして位置付けられているところであります。

このようなことを受け、平成13年度においては、協議会の検討テーマとして、「契約適正化」を取り上げ、その推進方策について検討してまいりましたが、今般、『総合工事業者と専門工事業者との間における工事見積条件の明確化について－「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－』について、別添のとおり取りまとめ、申合せを行ったところでございます。

今後協議会では、本申合せに基づき、鋭意、建設生産システム合理化の推進に努めてまいります。

つきましては、貴団体におかれましても、これらの申合せの趣旨にご理解を頂き、申合せの周知等につき特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具



参 考 3



平成14年3月27日

国土交通省総合政策局長あて

建設生産システム合理化推進協議会

平成13年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の
周知等について（協力依頼）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の活動につき、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会では、平成13年度の検討テーマとして、「契約適正化」を取り上げ、その推進方策について検討してまいりましたが、別添のとおり取りまとめ、申合せを行ったところでございます。

今後協議会では、本申合せに基づき、鋭意、建設生産システム合理化の推進に努めてまいり所存でございます。

つきましては、貴省におかれましても、これらの申合せの趣旨にご理解を頂き、申合せの周知等につき特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

参 考 4

国総入企第9号

平成14年5月9日

建設業者団体の長あて

国土交通省総合政策局長

平成13年度建設生産システム合理化
推進協議会申合せ事項の周知等について

「建設生産システム合理化推進協議会」においては、総合工事業者と専門工事業者が対等の立場に立って、建設生産システムが抱える種々の問題の解決に向けて具体的な基準・ルール等を確立するため、かねてから「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順に関する指針」、「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順に関する指針（見積条件と実際の施工条件が異なった場合の適正な対応）」についての申合せ等を行い、これら申合せ等の周知を図ってきたところである。

さらに、今般、総合工事業者と専門工事業者との間の見積条件の明確化を図る観点から『総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について―「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成―』について申合せが行われ、同協議会より建設業界に対する周知方等要請があったところである。

見積協議の際の施工条件を当事者間で明確にすることは、適切な見積りと契約締結には不可欠のものであり、建設生産システムの合理化に向けて大きな意味を持つことから、本要請の趣旨を踏まえ、適正な見積りに基づく契約締結がなされるよう傘下建設業者に対して、同協議会の申合せの周知等について、特段のご配慮方お願いする。

なお、今回の申合せは9工種に係るものであるが、同協議会では引き続き他工種についても標準モデルの作成に努めていくとのことであり、その旨了知されたい。

参 考 5

総合工事業者・専門工事業者間における 工事見積条件の明確化について －「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－

平成16年3月29日
建設生産システム合理化推進協議会

建設産業の生産活動における設計者、総合工事業者、専門工事業者、資機材業者等の分業関係のうち、総合工事業者、専門工事業者間の契約関係については、本協議会において、これまで「契約締結に至るまでの適正な手順に関する指針」（平成5年3月）、「条件変更時の適正な手順に関する指針（見積条件と実際の施工条件が異なった場合の適正な対応）」（平成6年3月）についての申合せを行い、その適正化に取り組んできたところである。

しかしながら、国土交通省が毎年実施している「下請代金支払状況等実態調査」及び「専門工事業下請取引実態調査」によれば、なお一部に下請契約において、十分な見積協議に基づく書面による契約が行われておらず、施工条件が不明確なままに着工されているケースが見られる。また、元請による、いわゆる一方的な「指値」による発注など、下請に対するしわ寄せを生んでいると指摘されている面もある。

本協議会では、こうした実態を踏まえ、適正な競争条件の整備と励行に向け、契約締結の適正化を促進するための踏み込んだ協議を重ねてきたところである。その結果、工事見積条件の明確化を図ることが重要であり、特に見積時点における価格を決定する事項について書面により明確にするため、標準モデルとして、平成13年度に見積協議の際に活用する「施工条件・範囲リスト」を9工種作成したところである。

今般、本協議会は、平成13年度に作成した9工種の標準モデルに圧接工事及び鉄骨工事を追加し、その普及・促進を申し合わせるものである。また、引き続き他工種についてもその作成に努めていくものとする。

なお、本協議会構成団体は、傘下会員企業に対し、パンフレットの作成・配布や研修の実施等により、この申合せの主旨の周知徹底を図り、契約の適正化に努めるものとする。

参 考 6

平成16年3月29日

国土交通大臣届出団体の長あて

建設生産システム合理化推進協議会

『工事見積条件の明確化についてー「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の作成ー』
における標準モデルの追加について(協力依頼)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の活動につき、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設産業の健全な発展を図り、効率的な建設生産システムを形成していくためには、関係業者間における合理的な分業関係を確立することが必要であり、総合工事業者、専門工事業者双方が建設生産活動の協力者という対等な立場を確保するとともに、それぞれが自らの役割を深く認識し、確実にその責任を果たすことが必要であります。

このような認識の下、当協議会では、「契約の適正化」に関して、「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順に関する指針」(平成5年3月)、「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について(見積条件と実際の施工条件が異なった場合の適正な対応)」(平成6年3月)についての申し合わせを行ってまいりました。

また、平成12年5月、建設省(現・国土交通省)において策定された「建設産業構造改善推進3ヵ年計画」においても、建設工事標準下請約款に準拠した業種別の見積書・注文書・請書等の標準化の推進を図ることが、重要な事業の一つとして位置付けられています。

このようなことを受け、平成13年度において協議会の検討テーマとして、「契約適正化」を取り上げ、その推進方策について検討し、『総合工事業者と専門工事業者との間における工事見積条件の明確化についてー「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の作成ー』についての申合せを行ったところであります。

平成15年度においては、平成13年度に策定した9工種の「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)に、別添のとおり1工種(鉄骨工事)の追加を行い、平成14年度追加分(圧接工事)と併せて合計で11工種の標準モデルを作成するに至りました。今後も引き続き他工種についても作成に努めていくこととしております。

つきましては、貴団体におかれましても、これらの申合せの主旨にご理解を頂き、標準モデルの追加の周知等につき特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具



参 考 7



平成16年3月29日

国土交通省総合政策局長あて

建設生産システム合理化推進協議会

平成15年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の
周知等について（協力依頼）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の活動につきまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会では、従来より「契約適正化」の推進方策について検討を行っており、平成13年度においては、『総合工事業者・専門工事業者との間における工事見積条件の明確化について－「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－』について申合せを行い、周知等を行ったところであり、同時に貴省からもその周知方について通知して頂いたところであります。

当協議会におきましては、その後、他工種についても標準モデルの作成作業を進めてきており、別添のとおり圧接工事及び鉄骨工事の2工種について取りまとめ、申合せを行い、関係団体に周知等を図ったところであります。

つきましては、貴省におかれましても、この申合せの趣旨をご理解頂き、申合せの周知等につきまして特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

参 考 8

国 総 入 企 第 1 号

平成16年4月26日

建設業者団体の長あて

国土交通省総合政策局長

平成15年度建設生産システム合理化推進協議会

申合せ事項の周知について

「建設生産システム合理化推進協議会」においては、総合工事業者と専門工事業者が対等の立場に立って、建設生産システムが抱える種々の問題の解決に向けて具体的な基準・ルール等を確立するため、かねてから「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」、「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について（見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応）」のほか、総合工事業者と専門工事業者との間の見積条件の明確化を図る観点から「総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について－「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－」について申合せが行われ、同協議会からの要請をうけ申合せの周知について特段のご配慮をお願いしてきたところである。

今般、同協議会において、前記「施工条件・範囲リスト」について、当初申合せが行われた9工種の標準モデルに加え、新たに圧接工事及び鉄骨工事の2工種の標準モデルについて申合せが行われ、同協議会より関係団体に対する周知について協力依頼があったところである。

見積協議の際の施工条件を当事者間で明確にすることは、適正な見積りと契約締結には不可欠のものであり、建設生産システムの合理化に向けて大きな意味を持つことから、これらの趣旨を踏まえ、傘下建設業者に対して、同協議会の申合せの周知について、特段のご配慮方お願いする。

参 考 9

平成19年3月13日

国土交通大臣届出団体の長あて

建設生産システム合理化推進協議会

『工事見積条件の明確化について―「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の作成―』
における標準モデルの周知等について(協力依頼)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の活動につき、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設産業の健全な発展を図り、効率的な建設生産システムを形成していくためには、関係業者間における合理的な分業関係を確立することが必要であり、総合工事業者、専門工事業者双方が建設生産活動の協力者という対等な立場を確保するとともに、それぞれが自らの役割を深く認識し、確実にその責任を果たすことが必要であります。

このような認識の下、当協議会では、「契約の適正化」に関して、「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」(平成5年3月)、「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について(見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応)」(平成6年3月)についての申し合わせを行ってまいりました。

また、平成12年5月、建設省(現・国土交通省)において策定された「建設産業構造改善推進3ヵ年計画」においても、建設工事標準下請約款に準拠した業種別の見積書・注文書・請書等の標準化の推進を図ることが、重要な事業の一つとして位置付けられています。

このようなことを受け、平成13年度において協議会の検討テーマとして、「契約適正化」を取り上げ、その推進方策について検討し、『総合工事業者と専門工事業者との間における工事見積条件の明確化について―「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の作成―』(9工種)についての申合せを行い、その後、2工種(圧接工事、鉄骨工事)を追加したところであります。

平成18年度においては、別添のとおり4工種(機械土工事、建築根切り工事、硝子工事、塗装工事)の追加を行い、併せて15工種の標準モデルを作成するに至りました。今後も引き続き他工種についても作成に努めていくこととしております。

つきましては、貴団体におかれましても、これらの申合せの主旨にご理解を頂き、標準モデルの追加の周知等につき特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

● ● ● 参 考 10 ● ● ●

平成19年3月13日

国土交通省総合政策局長あて

建設生産システム合理化推進協議会

平成18年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の
周知等について（協力依頼）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の活動につきまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会では、従来より「契約適正化」の推進方策について検討を行っており、平成13年度においては、『総合工事業者・専門工事業者との間における工事見積条件の明確化についてー「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成ー』（9工種）について申合せを行い、その後、2工種（圧接工事、鉄骨工事）を追加し、周知等を行ったところであり、同時に貴省からもその周知方について通知して頂いたところであります。

当協議会におきましては、さらに、他工種についても標準モデルの作成作業を進めてきており、今般、別添のとおり機械土工事、建築根切り工事、硝子工事、塗装工事の4工種について取りまとめ、申合せを行い、関係団体に周知等を図ったところであります。

つきましては、貴省におかれましても、この申合せの趣旨をご理解頂き、申合せの周知等につきまして特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具



参 考 11



国総入企第61号

平成19年3月13日

建設業者団体の長 あて

国土交通省総合政策局長

平成18年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知について

「建設生産システム合理化推進協議会」においては、総合工事業者と専門工事業者が対等の立場に立って、建設生産システムが抱える種々の問題の解決に向けて具体的な基準・ルール等確立するため、かねてから「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」、「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について（見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応）」のほか、総合工事業者と専門工事業者との間の見積条件の明確化を図る観点から「総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について－「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－」について申合せが行われ、同協議会からの要請をうけ申合せの周知について特段のご配慮をお願いしてきたところである。

今般、同協議会において、前記「施工条件・範囲リスト」について、すでに申合せが行われている11工種の標準モデルに加え、今般新たに機械土工工事、建築根切り工事、硝子工事及び塗装工事の4工種の標準モデルについて申合せが行われ、同協議会より関係団体に対する周知について協力依頼があったところである。

見積協議の際の施工条件を当事者間で明確にすることは、適正な見積りと契約締結には不可欠のものであり、建設生産システムの合理化に向けて大きな意味を持つことから、これらの趣旨を踏まえ、傘下建設業者に対して、同協議会の申合せの周知について、特段のご配慮方お願いする。

● ● ● 参 考 12 ● ● ●

平成22年12月16日

国土交通大臣届出団体の長 あて

建設生産システム合理化推進協議会

平成22年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の
周知等について（協力依頼）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の活動につき、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設産業の健全な発展を図り、効率的な建設生産システムを形成していくためには、関係業者間における合理的な分業関係を確立することが必要であり、総合工事業者、専門工事業者双方が建設生産活動の協力者という対等な立場を確保するとともに、それぞれが自らの役割を深く認識し、確実にその責任を果たすことが必要であります。

このような認識の下、当協議会では、「契約の適正化」に関して、「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」（平成5年3月）、「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について（見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応）」（平成6年3月）についての申合せを行ってまいりました。

また、平成12年5月、建設省（現・国土交通省）において策定された「建設産業構造改善推進3ヵ年計画」においても、建設工事標準下請約款に準拠した業種別の見積書・注文書・請書等の標準化の推進を図ることが、重要な事業の一つとして位置付けられています。

このような状況を受け、当協議会においては、平成13年度から「契約適正化」を検討テーマとして取り上げ、その推進方策について検討し、『総合工事業者と専門工事業者との間における工事見積条件の明確化について-「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成-』についての検討、申合せを行い、これまで15工種の標準モデルを作成するに至っております。

平成22年度におきましては、金属製建具・カーテンウォール工事の改訂及び左官工事の新規追加の検討を行い、16工種の標準モデルを作成するに至りました。

つきましては、貴団体におかれましても、これらの申合せの主旨にご理解を頂き、標準モデルの追加等の周知につき特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具



参 考 13



平成22年12月16日

国土交通省大臣官房建設流通政策審議官あて

建設生産システム合理化推進協議会

平成22年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の
周知等について（協力依頼）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の活動につきまして、格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会では、従来より「契約適正化」の推進方策について検討を行っており、平成19年度においては、『総合工事業者・専門工事業者との間における工事見積条件の明確化について-「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成-』（11工種）について、4工種（機械土工事、建築根切り工事、硝子工事、塗装工事）の追加を申し合わせ、周知等を行ったところであり、同時に貴省からもその周知方について通知して頂いたところであります。

当協議会におきましては、今般、別添のとおり金属製建具・カーテンウォール（改訂）、左官工事（新規追加）の2工種について取りまとめ、申合せを行い、関係団体に周知等を図ったところであります。

つきましては、貴省におかれましても、この申合せの趣旨をご理解頂き、周知等につきまして特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

参 考 14

国総入企第24号

国総建振第7号

平成22年12月16日

建設業者団体の長 あて

国土交通省大臣官房建設流通政策審議官

平成22年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知について

「建設生産システム合理化推進協議会」においては、総合工事業者と専門工事業者が対等の立場に立って、建設生産システムが抱える種々の問題の解決に向けて具体的な基準・ルール等確立するため、かねてから「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」、「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について（見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応）」のほか、総合工事業者と専門工事業者との間の見積条件の明確化を図る観点から「総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について-「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成-」について申合せが行われ、同協議会からの要請を受け申合せの周知について特段のご配慮をお願いしてきたところである。

今般、同協議会において、前記「施工条件・範囲リスト」について、すでに申合せが行われている15工種の標準モデルのうち1工種（金属製建具・カーテンウォール工事）の改訂がなされるとともに、新たに1工種（左官工事）の申合せが行われ、同協議会より関係団体に対する周知について協力依頼があったところである。

見積協議の際の施工条件を当事者間で明確にすることは、適正な見積りと契約締結には不可欠のものであり、建設生産システムの合理化に向けて大きな意味を持つことから、これらの趣旨を踏まえ、傘下建設業者に対して、同協議会の申合せの周知について、特段のご配慮方お願いする。

建設生産システム合理化推進協議会について

1. 目 的

「建設産業における生産システム合理化指針」に基づき、合理的な建設生産システムの確立を図るためには、同指針の内容を具体化することが不可欠であることに鑑み、総合工事業者、専門工事業者のそれぞれが対等の立場に立って協議し、両者間における具体的な基準・ルールづくり等を推進するため、建設業者団体の自主的協議機関として、建設生産システム合理化推進協議会を設けるものとする。

2. 事業内容

総合工事業者、専門工事業者の実務者クラスにより建設生産システムに係る諸問題について協議し、その解決方策を検討するものとする。

3. 設 立

平成3年8月8日

4. 構 成

協議会は、総合工事業者、専門工事業者、有識者、行政等による委員で構成し、業界委員は、業種に配慮して選定された団体の代表者（当該団体の担当委員長等）とする。

(1) 建設業者団体 17名

【総合工事業者団体】

(社) 日本建設業団体連合会、(社) 日本土木工業協会、(社) 建築業協会、(社) 日本建設業経営協会、
(社) 全国建設業協会、(社) 全国中小建設業協会

【専門工事業者団体】

躯体グループ

(社) 日本建設躯体工事業団体連合会、(社) 日本建設大工工事業協会、
(社) 日本機械土工協会、(社) 全国鉄筋工事業協会

仕上グループ

(社) 日本建築板金協会、(社) 日本塗装工業会、(社) 全国建設室内工事業協会、(社) 全国防水工事業協会

設備グループ

全国管工事業協同組合連合会、(社) 日本電設工業協会、(社) 日本空調衛生工事業協会

【その他】

(社) 全国建設産業団体連合会

(2) 有識者等 4名

(3) 国土交通省 3名

参 考 16

総合工事業者・専門工事業者間における 工事見積条件の明確化について —「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成— 作成経緯等

1. 目 的

「合理化指針」、「契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」、「見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応」等の周知・徹底や、「建設工事標準下請契約約款」に準拠した業種別見積書・注文書・請書等の標準化などによる、適正な競争条件の整備と励行を目的とする。

2. 検討体制

- 協議会の下に「契約適正化専門委員会」を設置し、素案作成を行う。

【専門委員会の構成】

総合工事業者 2名 設備工事業者 2名
躯体工事業者 4名 有識者等 4名
仕上工事業者 3名
オブザーバー 国土交通省2名、基金1名

- 専門委員会素案について協議会で検討し、協議会として申合せを行う。

3. 作成経緯

- 平成13年度

・型枠大工工事 ・鉄筋工事 ・コンクリート打設工事 ・外部足場工事
・金属製建具・カーテンウォール工事 ・内装仕上工事 ・防水工事
・空調衛生工事 ・電気設備工事

- 平成14年度

・圧接工事

- 平成15年度

・鉄骨工事

- 平成18年度

・機械土工事 ・建築根切り工事 ・硝子工事 ・塗料工事

- 平成22年度

・金属製建具・カーテンウォール・シャッター・オーバーヘッドドア工事（改訂）
※旧「金属製建具・カーテンウォール」
・左官工事

* ホームページ ヨイケンセツ・ドットコム内 (<http://www.yoi-kensetsu.com>)
建設生産システム合理化推進協議会のコーナーを参照ください。

資 料

- 1 総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの
適正な手順等に関する指針（平成5年3月）…………… 42
- 2 総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について
（見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応）（平成6年3月）…………… 47



資料 1

総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針

平成5年3月4日

建設生産システム合理化推進協議会

建設産業の生産活動は、設計者、総合工事業者、専門工事業者、資機材業者等が複雑に組み合わされて行われている。建設産業の健全な発展を図り、効率的な建設生産システムを築き上げるためには、関係業者間における合理的な分業関係を確立することが必要である。

この分業関係のうち、総合工事業者、専門工事業者間の契約関係については、その片務的な実態を是正し、双方が建設生産活動の協力者（パートナー）という対等な立場を確保するとともに、それぞれが自らの役割を深く認識し、確実にその責任を果たすことが必要であり、平成4年3月建設省において策定された「第二次構造改善推進プログラム」においても、契約締結に至るまでの適正な手順の明確化等を図ることが重要な事業の一つとして位置付けられているところである。

総合工事業者、専門工事業者間の契約締結の実態は、多種多様となっており、本来、書面によるべき重要な情報伝達が口頭で行われている場合が多いこと、工事の着手が契約より先行している場合があること等、総合工事業者、専門工事業者それぞれの立場で多くの問題点を抱えている。また、工事金額の折衝において、見積費目の重要性和双方対等の立場での協議の必要性が指摘されているところである。

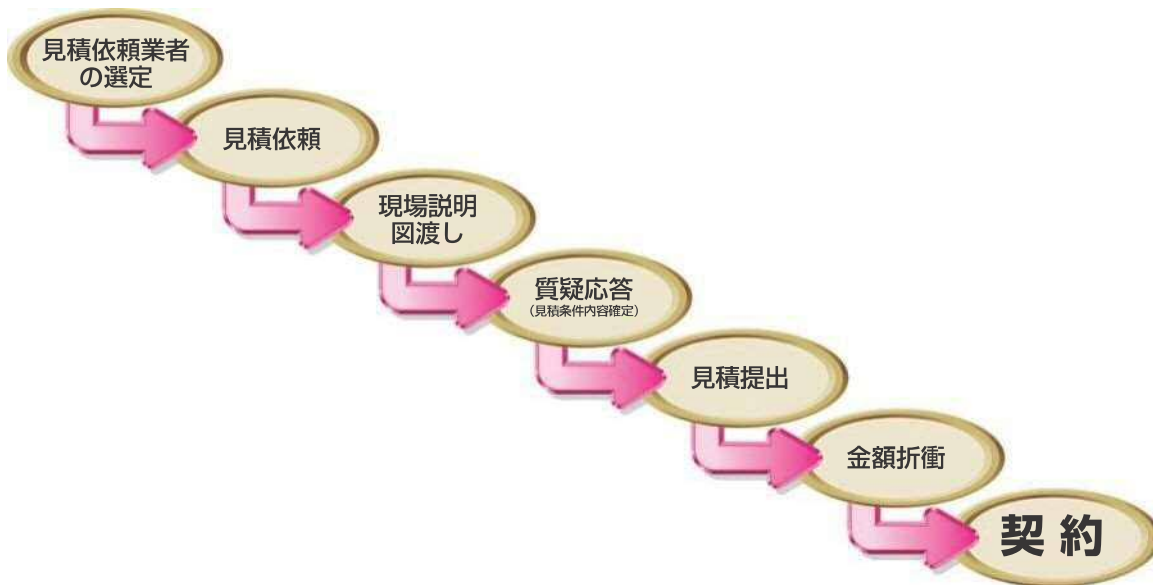
本協議会は、こうした実態を踏まえ、工事の着手前に適正な契約が締結されることを前提に、次のとおり、契約締結に至るまでの適正な手順及び総合工事業者、専門工事業者が契約締結に至るまでの各段階において実施すべき事項を指針として申し合わせるものである。

また、本協議会構成団体は、傘下会員企業に対し本指針の周知徹底を図り、契約締結に至るまでの手順等の適正化に努めるものとする。

1. 契約締結に至るまでの手順等について

〔1〕 契約締結に至るまでの手順

総合工事業者、専門工事業者間における契約締結に至るまでの手順は、次のとおりとする。



〔2〕 契約締結に至るまでの手順の実施方法

契約締結に至るまでの手順である見積依頼、現場説明、質疑応答、見積費目の提示、費用負担の取決めは、書面を用いることとし、必要に応じて口頭による説明を加える等、伝達事項の詳細について、総合工事業者、専門工事業者双方の意思の統一を図る。

〔3〕 見積依頼時の提示事項

見積依頼において、総合工事業者は専門工事業者に対し、次の事項を書面にて提示する。

- ① 工事名称
- ② 施工場所
- ③ 工期
- ④ 担当工事の概要
- ⑤ 支払条件
- ⑥ 現場説明・図渡しの日時・場所

なお、以上の項目のほか、必要に応じてその他の事項を追加提示する。

2. 契約締結に至るまでの各段階で実施すべき内容について

〔1〕現場説明

現場説明において、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総合工事業者	専門工事業者
●見積条件の明確化（注1） ●見積費用の提示（注2） ●原則として現地にて開催 ●工事に精通した社員の出席 ●工事監督担当者の出席（注3） ●図面から読み取れない特殊事項の説明	●見積条件の確認 ●見積費目の確認 ●業務に精通した社員の出席 ●受領した図面、仕様書等による質疑事項の整理 ●図面と現地との不具合が生じた場合の総合工事業者との詳細図等による確認

（注1）次に掲げる見積条件を書面により提示し、必要に応じて口頭で説明する。

条 件	内 容
1. 施工場所	立地条件等
2. 工 期	全体工程及び当該工事工程等
3. 制約条件	作業時間帯制限等
4. 特記仕様	工法指定等
5. 支給材料	材料支給の有無等
6. 無償貸与物	仮設材等の貸与等
7. 製品メーカーの指定	使用材料のメーカー指定の有無
8. 見積書の提出期限	

なお、以上の項目のほか、施工計画書の提示等を考慮することが望ましい。

（注2）見積金額の算出根拠を明確にし、適正な金額折衝を可能とするため、使用する見積費目を書面にて提示するとともに、各費目の具体的内容を双方で確認する。なお、必要に応じて口頭で説明する。

【標準的な見積費目】



（各費目については、安全に十分配慮するものとする。）

（注3）必要に応じ、設計者の出席にも配慮する。

〔2〕 図渡し

図渡しにおいて、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総 合 工 事 業 者	専 門 工 事 業 者
● 正確かつ見積作業に十分な図面、仕様書の提示 ● 数量調書の提示 ● 業務分担区分を明確にして詳細図、仮設計画図の提示	● 見積作業に必要な図面、仕様書の確認 ● 受領した図面、仕様書、工程表等による見積範囲の確認

〔3〕 質疑応答

質疑応答において、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総 合 工 事 業 者	専 門 工 事 業 者
● 担当者の明示 ● 職務上権限を有する者の対応 ● 迅速かつ正確な対応 ● 記録（書面）の保存	● 担当者の明示 ● 質問内容の明確化 ● 迅速な質問 ● 記録（書面）の保存

〔4〕 見積提出

見積提出において、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総 合 工 事 業 者	専 門 工 事 業 者
● 依頼内容、現場説明時の提示条件が満たされているかの確認 ● 安全面が十分配慮されているかの確認 ● 欠落部分の明確な指示	● 依頼内容、現場説明時の提示条件等を満たしているかの確認 ● 安全面を十分配慮しているかの確認 ● 欠落部分についての迅速な対応

3.その他

〔1〕費用負担の明確化

仮設の内容、残材処理費の負担、動力用水光熱費の負担、片付け・清掃の分担等については、総合工事業者、専門工事業者双方が書面にて明確にしておく。

〔2〕協議の機会

契約締結に至るまでの各段階において、総合工事業者、専門工事業者双方で協力者（パートナー）として対等な立場を確保しつつ、見積条件や費用負担の取決め及び施工図関係、施工管理業務の各々の役割分担等について協議する機会を持ち、書面等において不明な点を残さぬようにしておく。

〔3〕適正な請負契約の締結のための準備

契約締結の際、契約変更等建設業法第19条第1項に規定されている事項についての対応が的確になされ、建設工事標準下請契約約款等に基づき、適正に請負契約が締結されるよう、事前に十分な協議を行う。



資料 2

総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について (見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応)

平成6年3月3日

建設生産システム合理化推進協議会

建設産業の生産活動は、設計者、総合工事業者、専門工事業者、資機材業者等が各々の有する機能を有効に活用し、かつ、複雑に組み合わせられ、一丸となって工事の目的物を創り上げることにある。建設産業の健全な発展を図り、効率的な建設生産システムを築き上げるためには、この関係業者間における合理的な分業関係を確立することが必要である。

本協議会では、この分業関係のうち、総合工事業者、専門工事業者間の契約関係について、その片務的な実態を是正し、双方が建設生産活動の協力者（パートナー）という対等な立場に立って、それぞれが自らの役割を深く認識し、確実にその責任を果たす必要があるという契約の原点に立ち返り、総合工事業者、専門工事業者間の契約締結の適正化を推進するための方策を検討しているところである。

昨年度においては、総合工事業者、専門工事業者双方が契約締結に至るまでの各段階において実施すべき事項およびその適正な手順を「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」として取りまとめ、業界への周知徹底を図っている。

今年度においては、この指針の検討過程において是正すべきと指摘されていた、工事の着工から精算に至るまでの適正な契約履行、具体的には“見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応”について、その適正化を図るべく検討を行ってきたところである。

総合工事業者と専門工事業者の間で締結される工事請負契約は、

- ・ 契約内容が明確であること
- ・ 契約当事者双方の対等性が確保されていること
- ・ 契約当事者双方の責任範囲が明確であること

が大原則である。契約締結に至るまでの現場説明や図渡しにおいて提示される各種の見積に必要な条件を総合工事業者、専門工事業者双方が確認を行い、不明な事項がないように十分な協議を行うことは、契約当事者としての当然の責務である。

契約締結までに提示された各種見積条件等と現地の条件とが異なっている場合の対応については、設計変更等に関する諸規定においてその対応方法が詳細かつ明確に示されているにもかかわらず、

- ・対応の全般にわたり、書面を用いずに口頭のみで行っていることが多い
- ・特に、総合工事業者から専門工事業者への条件変更時の対応策の指示について、口頭のみで行っていることが多い
- ・変更工事による工事請負代金額の変更の取決め及びその精算方法についても、スムーズに実施されていない

等、特に専門工事業者側から総合工事業者側への不満が多く出されている。

これらの実態を踏まえ、本協議会としては、今一度、業界全体として条件変更時の対応の適正化のため、契約に用いられている「建設工事標準下請契約約款」の「条件変更等」についての規定に着目し、総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な対応手順等を示すことにより、約款の規定内容の正確な理解を得るとともに、適正な対応手順の遵守を図ることを申し合わせるものである。

なお、この申合せに当たり、本協議会としては、総合工事業者、専門工事業者間だけでなく、発注者における条件変更時の対応についても、その対応の迅速さと適正化を強く要望するところであるが、その実現のためにも、まずは総合工事業者と専門工事業者間における条件変更時の対応の適正化を推進するとともに、双方が対等の立場に立った強い協力体制を築き、一体となって合理的な建設生産システムの確立に取り組むものとする。

見積条件と現地の条件とが違ふ場合の対応手順

「建設工事標準下請契約約款（昭和52年：中央建設業審議会）」第18条「条件変更等」^{※注}に規定されるその対応方法、対応手順及び本協議会において検討された意見等を集約し、次のとおり、『見積条件と現地の条件とが違ふ場合の対応手順』及び『対応に当たって用いられるべき書面の参考例』を取りまとめた。

この対応手順及び参考例に提示された主旨としては、

- ① 書面主義の徹底
- ② 契約当事者としての対等性の確保を前提とした協議の場の確保
- ③ 正確性、迅速性に基づく積算能力の向上
- ④ 原価管理能力の向上
- ⑤ 書類の整備の推進

以上の5項目として捉え、総合工事業者、専門工事業者双方は、条件変更時の対応の適正化のために、この主旨を十分認識のうえ、取りまとめた手順等に従って対応に当たるものとする。

※注

建設工事標準下請契約約款（抄）

（条件変更等）

第18条 乙は、工事の施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求める。

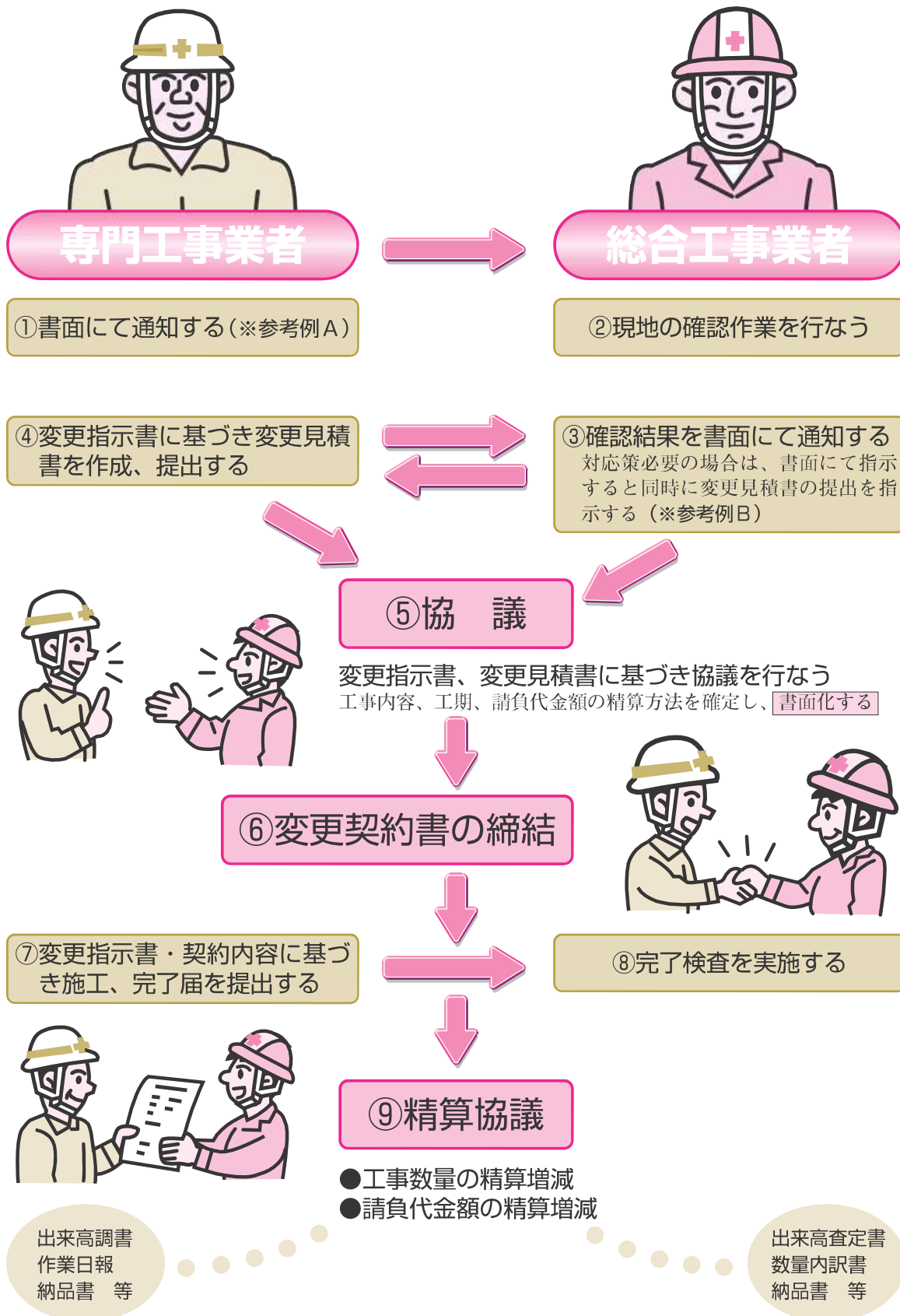
- 一 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと
 - 二 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬または脱漏があることを含む。）
 - 三 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること
 - 四 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、その指示を含む。）を書面をもって乙に通知する。
- 3 第1項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。

甲：総合工事業者（元請負人）

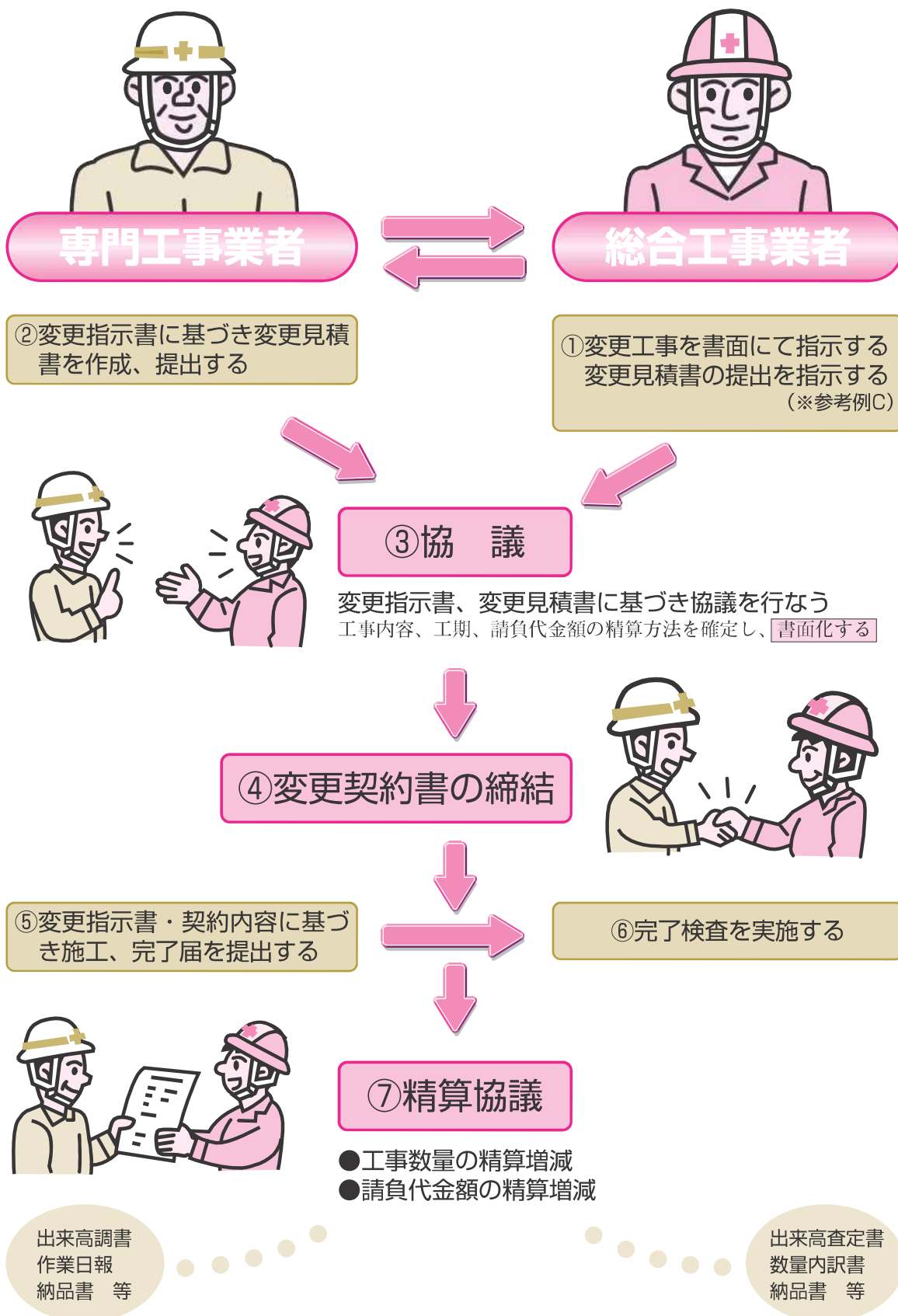
乙：専門工事業者（下請負人）



1. 専門工事業者から指摘する場合（フロー図－1）

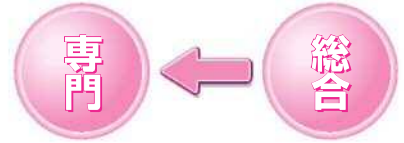


2.総合工事業者から指摘する場合（フロー図-2）



(A)条件の確認通知（専門工事業者→総合工事業者）





(B) 条件変更の確認、指示（総合工事業者→専門工事業者）

平成○年○月○日

□□建設株式会社

現場代理人 △ △ △ △ 殿

○○建設株式会社

××××工事作業所

所長 ◇ ◇ ◇ ◇ 印

条件変更の確認書及び変更指示書

貴社より通知のありました件につきまして、条件のちがいを確認致しましたので、
下記のとおり、変更工事の指示を致します。

なお、変更工事についての見積書を至急提出願います。

また、変更契約のための協議を○月○日○時より○○にて行います。

記

××××工事（ 例：基礎工事 ）

現地条件…………… { 例：地下埋設物盛替工事
ガス管・電話ケーブル }

以上

2. 総合工事業者から指摘する場合（フロー図-2）

（C） 条件変更の指示（総合工事業者→専門工事業者）



平成○年○月○日

□□建設株式会社

現場代理人 △ △ △ △ 殿

○○建設株式会社

××××工事作業所

所長 ◇ ◇ ◇ ◇ 印

条件変更による変更指示書

下記工事について、条件変更により変更工事の指示を致します。

なお、変更工事についての見積書を至急提出願います。

また、変更契約のための協議を○月○日○時より○○にて行います。

記

××××工事（例：土工事）

当初条件……………（ 例：機械掘削工 ）

変更工事……………  例：人力掘削工
別紙図面のとおり 

以上

建設生産システム合理化推進協議会

事務局/財団法人建設業振興基金 構造改善センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12
TEL.03(5473)4572 FAX.03(5473)4594

平成23年3月